

平成26年第6回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号 (9月17日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議事日程の報告	4
諸般の報告	4
村長挨拶	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
一般質問	7
宗田雅之君	7
星一彌君	18
関根政雄君	25
前田武久君	38
報告第4号の上程、説明、質疑	50
議案第53号の上程、説明、質疑、採決	52
議案第54号～議案第62号の上程、説明	53
監査報告	63
議案第63号～議案第71号の上程、説明	65
議案第72号、議案第73号の上程、説明	72
散会の宣告	73

第2号 (9月22日)

議事日程	7 5
本日の会議に付した事件	7 7
出席議員	7 7
欠席議員	7 7
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 7
職務のため出席した者の職氏名	7 8
開議の宣告	7 9
議事日程の報告	7 9
議案第 5 4 号～議案第 6 2 号の代表質疑、討論、採決	7 9
議案第 6 3 号～議案第 7 1 号の質疑、討論、採決	1 0 1
議案第 7 2 号、議案第 7 3 号の質疑、討論、採決	1 0 4
陳情第 4 号の審査結果報告、質疑、討論、採決	1 0 5
陳情第 5 号の審査結果報告、質疑、討論、採決	1 0 6
議員派遣について	1 0 7
日程の追加	1 0 8
議案第 7 4 号の上程、説明、採決	1 0 8
発議第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 9
閉会中の継続審査申し出について	1 1 0
閉会の宣告	1 1 0
署名議員	1 1 1

第 6 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成26年第6回鮫川村議会定例会

議事日程(第1号)

平成26年9月17日(水曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 報告第 4号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
提案理由説明・質疑
- 日程第 5 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて
鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
提案理由説明・質疑・採決
- 日程第 6 議案第54号 平成25年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について
提案理由説明
- 日程第 7 議案第55号 平成25年度鮫川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
提案理由説明
- 日程第 8 議案第56号 平成25年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
提案理由説明
- 日程第 9 議案第57号 平成25年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
提案理由説明
- 日程第10 議案第58号 平成25年度鮫川村集体排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
提案理由説明
- 日程第11 議案第59号 平成25年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由説明

日程第 1 2 議案第 6 0 号 平成 2 5 年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由説明

日程第 1 3 議案第 6 1 号 平成 2 5 年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定
について

提案理由説明

日程第 1 4 議案第 6 2 号 平成 2 5 年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

提案理由説明

日程第 1 5 議案第 6 3 号 平成 2 6 年度鮫川村一般会計補正予算（第 4 号）

提案理由説明

日程第 1 6 議案第 6 4 号 平成 2 6 年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

提案理由説明

日程第 1 7 議案第 6 5 号 平成 2 6 年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

提案理由説明

日程第 1 8 議案第 6 6 号 平成 2 6 年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第 1 号）

提案理由説明

日程第 1 9 議案第 6 7 号 平成 2 6 年度鮫川村集体排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

提案理由説明

日程第 2 0 議案第 6 8 号 平成 2 6 年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

提案理由説明

日程第 2 1 議案第 6 9 号 平成 2 6 年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第 1 号）

提案理由説明

日程第 2 2 議案第 7 0 号 平成 2 6 年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第 2
号）

提案理由説明

日程第 2 3 議案第 7 1 号 平成 2 6 年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

提案理由説明

日程第 2 4 議案第 7 2 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（西山辺
地）

提案理由説明

日程第25 議案第73号 村道路線の認定について

提案理由説明

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（11名）

1番	岡部明君	2番	宗田雅之君
3番	前田雅秀君	6番	蛭田武彦君
7番	星一彌君	8番	関根政雄君
9番	山形郁夫君	10番	早川正博君
11番	前田武久君	12番	坂本忠雄君
13番	前田三郎君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂勝弘君	副村長	白坂利幸君
教育長	奥貫洋君	総務課長	石井哲君
企画調整課長	小松毅君	住民福祉課長	鈴木真理子君
農林課長 兼任農業委員会事務局長	本郷秀季君	地域整備課長	佐藤博君
教育課長	須藤健君	代表監査委員	齋藤實君
会管理兼計 出納室長	齋藤利己君		

職務のため出席した者の職氏名

議事局長 兼 会長	増谷隆夫	書記	渡邊敬
-----------------	------	----	-----

◎開会の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、ただいまから平成26年第6回鮫川村議会定例会を開会します。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（前田三郎君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

○議会事務局長（増谷隆夫） 諸般の報告をいたします。

議案第53号から議案第73号までの21議案及び報告第4号1件が村長より提出され、本日、議長において受理しました。

受理しました請願、陳情等は、配付してあります請願・陳情等文書表のとおりです。

本議会に、村長及び教育委員会教育長、代表監査委員、農業委員会事務局長、会計管理者兼出納室長に出席を求めました。

村監査委員より例月出納検査結果、定期監査結果及び決算審査結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

次に、派遣関係であります。7月16日、東西白河地方町村議会議員研修会のため議員11名を矢吹町に、同じく7月16日、東白川地方町村議会議員研修会のため議員11名を棚倉町に、9月4日から6日まで、議員行政視察研修のため議員10名を北海道厚真町に派遣いたしました。

出張関係であります。7月15日、黒磯・棚倉・いわき間道路整備促進期成同盟会総会のため、議長及び星一彌議員が棚倉町に、7月27日、第39回福島県消防操法東白川支部大会の

ため、議長が矢祭町に、8月7日、平成26年第3回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会のため、前田武久議員が白河市に、8月8日、東白川防犯協会連合会定期総会のため議長が棚倉町に、8月27日、町村議会正副議長研修会のため、議長、副議長が福島市に、8月28日、地域医療の確保に関する要望活動のため、議長、副議長が福島市に、9月7日、平成26年度県南地方総合防災訓練のため、議長が塙町に、それぞれ出張いたしました。

以上であります。

○議長（前田三郎君） これで諸般の報告を終わります。

◎村長挨拶

○議長（前田三郎君） 村長から発言の申し出がありました。これを許します。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 皆さん、おはようございます。

平成26年第6回の鮫川村議会定例会の開催をお願いしましたところ、全議員ご出席のもとに議案のご審議をいただきますことを厚く御礼を申し上げます。

ことしの夏の天候は、当初、冷夏が予想されましたが、高温と適度な降雨に恵まれ、農作物は順調に生育してきました。ただ、お盆以降の日照不足、多湿傾向から一部に水稻の穂いもち病が見られるようになりましたので、防除の徹底を呼びかけてきたところであります。

さて、東日本大震災から3年半が経過しました。本村では、環境省が設置した仮設焼却炉によって、放射能汚染物質の減量化を進め、焼却灰を仮置きしておりますが、これらを搬出するための中間貯蔵施設の設置を中止しておりましたが、やっと前に進みそうな状況になってまいりました。なかなか払拭できない風評被害からも一日も早く脱却するために、早期の完成を期待するところであります。

次に、湯の田温泉上ノ湯旅館の跡地の取得の件であります。過日、議員全員協議会でご報告のとおり、去る8月22日、土地等の所有権移転登記が完了しました。登記完了後、直ちに温泉法による権利の移転について福島県に対して申請をいたしました。近日中に許可がおりてくると思います。廃屋の撤去や環境の整備、そして温泉の利用等、皆様方のご意見を聞きながら環境整備を進めてまいるところでありますので、よろしくご提案のほど、お願いしたいと思います。

今議会に提案しました平成25年度会計の決算につきましては、全会計が黒字決算となり、

一般会計が2億143万3,599円、このうち翌年度への繰越額が1億3,458万8,000円、差し引き6,684万5,599円の実質収支額であります。特別会計では8つの会計で7,672万2,888円、一般会計、特別会計合わせまして1億4,356万8,482円を次年度に繰り越すことができました。

この決算につきましては、去る8月29日、9月1日、2日の3日間、監査委員の審査を受けたところであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく財政健全化を判断する比率、及び第22条第1項に基づく資金不足比率につきましても、審査をしていただきました。後ほど、代表監査委員からご報告がありますが、いずれの比率も国が定める健全化基準をクリアしている状況であります。

さて、今定例会でご審議いただく議案につきましては、報告案件が1件、条例案件が1議案、そして決算認定案件が一般会計と8つの特別会計合わせて9議案、補正予算が一般会計と8つの特別会計合わせて9議案、そのほか2件、合計21議案と1件の報告案件であります。このほかに、追加議案として人事案件1件の提案を予定しております。

提案しました議案につきましては十分ご審議をいただき、原案に賛同くださいますようお願いを申し上げ、ご挨拶といたします。

○議長（前田三郎君） これで村長の発言が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（前田三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村議会会議規則第120条の規定によって、

8番 関根政雄君 及び

9番 山形郁夫君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（前田三郎君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり議会運営委員会が開かれております。その結果について議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 議長の指名がありましたので、議会運営委員会の結果についてご報告

を申し上げます。

去る9月11日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期、日程等について協議をいたしました。

会期については本日から9月22日までの6日間とし、日程についてはお手元に配付してあります日程表のとおりであります。

この会期、日程等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

○議長（前田三郎君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から9月22日まで6日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（前田三郎君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（前田三郎君） 2番、宗田雅之君。

〔2番 宗田雅之君 登壇〕

○2番（宗田雅之君） 平成26年度第6回鮫川村定例議会において、3点について、村の考えをお伺いいたします。

まず、第1点、環境対策についてお伺いします。

世界的なグローバル化に伴い、企業誘致が難しい現状の中、定住化を図り、村を維持していく策として、祖先から受け継いだ自然環境の今まで以上の整備、創作により行ってみたい村、住み続けたい村になるのではと考えまして、今後の村としての施策は。お伺いします。

また、特に館山から湯の田温泉周辺、強滝周辺の環境整備は、一日も早い対策をとるべきと思うが、村長の所見をお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田雅之議員の1つ目の質問にお答えを申し上げます。

旧来型の地方の安い人件費を目当てにした企業は、村には来ないと思いますが、第3次振興計画で目指してきました環境を生かした企業誘致は、徳島県神山町の先進事例にも見られるように、ソフトウェア開発のIT企業など優秀な人材にとっては、生活環境がまず優先されるのではと思います。困難ではありますが、可能性はないわけではないと思います。今後とも、誘致活動には積極的に進めて努めていきたいと考えております。

さて、村の自然環境は農林業の営みと不可欠の関係にあります。有名になりました福島市の花見山も苗木農家の長年の努力のたまものであります。個々の農家のなりわいで水田や畑、山林が維持され、結果的に村の自然環境が守られてきました。農家数の減少、高齢化などにより農業を取り巻く環境はますます厳しさを増しております。村では中山間地域と直接支払交付金制度の活用や緊急雇用事業などによるシルバー人材の活用などにより、何とか自然環境を維持してまいりました。

鮫川村のような中山間地域、里山は人の暮らしと切り離すことができません。人が暮らし、農業を営み、自然環境が維持されてきました。この環境を生かした村づくりが、まめな暮らしを生かした村づくりでありました。この自然環境の保全が第4次振興計画の計画期間である今後の10年間を考えたとき、危機感を持って対策を講じていく必要があると考えています。農林業の営みが縮小すれば、維持できる環境も少なくなってきます。従来どおり、自然環境を保全しようとするれば農家をふやすか、あるいは1戸当たりの管理面積をふやすしかないわけですが、これまた現実的ではありません。現実的な施策としては、農業の振興はもとより、交付金制度やシルバー人材の活用とともに農村環境振興公社のようなものを立ち上げて、公的負担により環境を維持していくことも、今後具体的な検討課題にしていく必要があるのではないかと考えています。

自然環境がもたらす村の景観は先人の暮らしが育んできた文化的な景観でもあります。これらを維持することは、単に伝統文化を守ることではなく、これからの村づくりの根幹にもかかわることでもあります。農村景観を保全することにより、農産物のブランドイメージを高め、農村・農業体験交流などを促進することができます。村の基幹産業である農業を持続、発展させ地域経済を活性化していくためにも、農村景観の保全は不可欠であります。

そのための投資としての公的負担による景観の維持は、今後の村づくりのためには必要ではないかと考えています。

さて、議員ご指摘の館山から湯の田温泉周辺、強滝周辺の環境整備についてであります。館山については、館山公園整備事業を実施中であり。また、湯の田温泉については、8月12日に温泉源を含む土地及び建物の売買本契約を締結し、8月21日に登記を完了して村の所有となりました。湯の田温泉の整備につきましては、当面の予定としましては、まずは現地の測量、そして建物の取り壊し、源泉からさざり荘までの給水設備の敷設、周辺山林の整備などを計画しております。事業計画としましては、温泉参道の設置、温泉水を配給するための給水車配備などを予定しております。

強滝につきましては、原風景の維持管理を徹底し、景観の保全に努めなければならないと考えております。通常の維持管理としては館山公園、強滝については緊急雇用創出事業でシルバー人材センターに委託して草刈りを実施しているところですが、緊急雇用創出事業は今年度で終了の予定であります。景勝地や公園の今後の整備構想につきましては、第4次の振興計画の基本計画の議論の中でも検討され、さまざまな提言がされていくことになるかと思っております。計画で示された方向を踏まえた上で具体的な施策、維持、管理の方法も含めて検討してまいりたいと思っております。

以上で、2番の宗田議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 26年後、今、2040年に若年女性人口が地方の人口も半減、現状の半減になるだろうという研究データが出ているそうです。そうすると、高齢化に伴って、そして若い女性の方がいなくなる。これはどういうことかということ、結局は地方が崩壊し限界集落から崩壊集落になるのではないかと、大変危惧しているところであります。

そこで、やはりグローバル化に伴って地方にどうしても企業が来ないとなったときに、何が一番こういう小さな村に求められるかということ考えたときに、やはり環境を守って、来ていただける村づくり、これが最優先すべき事案だと私は思って、今度この問題を提案しました。

そこで、一番肝心なというか、強滝、館山、これを有効利用して、今、村長さんが答弁していただきました、来ていただける会社、そういう魅力ある村をつくって、来ていただける会社も可能なのではないかと考えております。強滝の点にとって考えれば、現在は杉山、これは村所有と、一部個人所有の方があると思っておりますが、この杉山の対策、この中には多くの

もみじが眠っております。こういうすばらしい資源のある強滝を現状のままでいいわけではないと思います。これも早急な対策をいち早くも考えるべきと思って質問に上げたわけなんです。再度、そういう杉山対策をやったの景観の保持の考えをお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、強滝のあの立派な杉山に囲まれた景勝地であります。その杉山がほとんどが民地であります。しかも、他町村の方の山なんですね。いつか、これは日影林対策あるいは遊歩道関係で、その値段の交渉に入ったことがあるんですけども、その価格がなかなか折り合いがつかなくて、山を手入れしている人たちは、恐らくあの山は40年、50年の樹齢です。ですから、当時を考えますと、とても大変な資産だったんですね。その思いがなかなか払拭できなくて、今ちょっと残念ながら林家の皆さんは容易でない林業の環境にあるわけですが、当時の思いがなかなか払拭できない、そのために値段を下げて売るといふことはできないようですね。

そういったことで、民間の土地を買うには村ではまだまだ容易でない、日影林対策の事業で立ち木を譲ってもらっている。この事業が少しずつ皆さんの理解を得て、ようやくここにきて許可をもらえるようになりました。その価値が少しずつ変化している、こういう思いはありますが、こういった皆さんの要望を聞きながら、村の観光に必要な山林の取得にはもう一度考えてもよいのではないかと思います。

そういったことで、あと、村の杉山も一部ありますが、この辺は除間伐しながら、もみじ等は今、有効に利用されているのではないかと思います。民間の山の相談は後日検討させていただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） これ、私も当座ちょっとわからないんですけども、1回か2回交渉したんですよ。それで、その後は恐らく全然やっていないんじゃないかなと記憶しております。私ら現状は、山の価格、今、杉価格は若干上がっているそうなんですけれども、地権者も相当高齢化しております。交渉いかんによっては、恐らく私は、譲ってくれるのではないかなという考えでおります。だから、一日も早いそういう交渉を、もしできるのならばやっていただいて、あそこの景観づくりは村にとっても村の玄関口だと私は思っております。そういうもったいない山、強滝を放置しておく手はないと思いますので、今後もこの点は早急に進めていただきたいと思いますと思っております。

館山、湯の田間に関してお伺いします。

今年度、館山の草刈り、かなりこれはおこなっています。これはやはり村全体で高齢化がして、どうしても自分の田んぼ、畑、山が自力で草刈りができない。そのためにシルバーの方々を多く要請して、そのツケが館山道路に回ってきているのではないかと考えております。そういう対策について村も早急に対応をとるべきと思いますが、その点についてお伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） ことしは館山の手入れは、まずお叱りを受けるのは、計画にちょっと過ちがあったと思います。やはりボランティアの導入なんですけれども、今までですと6月にボランティアの導入があったんですね。それを今年は、一番草というのはとても草が硬くてボランティアでは容易でないから、二番草にしようという農林課の担当者の配慮があったそうです。それが一番草終わってから8月の下旬、あるいは9月の初めにボランティアを導入しようという、これはボランティアの導入というのは決して館山を守るためではなくて、館山公園づくりに村民も参加したんですよ、私らも自分の庭と思い、公園づくりに参加したんですよ、そういうその心意気というんですか、思いを館山に向けてもらうための事業です。決して館山の維持管理にあるわけではないと私は考えております。

こういった対策が少し読み違えて、あとは天候もありました。大変低温が予想された夏が高温、そして雨があったんですね。草の伸びが早かったんですね。そういったことで大変皆さんに不快な思いをさせたことは事実です。あと、シルバーさんの事業もちょっとおこなれました。もう少し早くというお願いをしたんですけれども、あちこちでやはりそういった事業で草が伸びたんですね。ですから、そういったシルバーさんへの草刈りの事業がたくさんあったそうです。そういったためにちょっとおこなれて、大変申しわけない思いをさせたんですが、来年度はやはり当初にボランティアを、それもしか早い時期だと草も余り伸びていない時期、ボランティアの皆さん、素人ですから草刈りでけがをしてはならないし、硬い草はなかなか素人がやっつけるのには容易でないと思います。この辺配慮しながら、早い時期にボランティアに参加してもらって、館山公園に愛着を持ってもらう、そんな事業にしたいと指示はさせていただきました。あと、2回目、3回目は当然このシルバーさんの力をかりて館山公園の維持管理はさせていただきたいと思います。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 私もこういう館山なんかにはボランティア参加して、村に対する思い入

れ、そういう協力は、私は本当に村人にとっては大変重要な課題だと思っております。ただ、これはどんどん今、面積というのか、草刈り面積が高齢化に伴ってふえているんじゃないかと思っております。まして今度、湯の田温泉も買うわけですから、その館山から湯の田温泉にかける景観地、この周り、今さぎり荘の現状の後ろを見ると、あそこは日影対策をやったと思うんですけども、あそこも、もう草ぼうぼうでございます。そういう状態を考えたときに、やはりある程度、専門的なそういう人づくりもシルバー以外に私は必要ではないかと。今後考えたときに必要ではないかと思いますが、その点について再度お願いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今の質問ですと、館山公園、湯の田温泉の環境整備に常時、人を雇い入れて置いたらいかがという質問という考えでお答えを申し上げます。

今とても大事に思っているのが、シルバーさんの仕事を確保するという思いが強く思っております。ところが、最近になりましてシルバーさんも年が、加齢のためですか、やめる人が多くて入って来る人が少ないそうです。この辺を考えたときに今の仕事では十分なのかなという思いがありますが、まだシルバーさんの仕事、作業の働く場所の創出ですか、そういった手助けも必要ではないかと思いますし、シルバーさんにそういったその思いを寄せて期待をかけるのも、また高齢者の皆さんの元気な働きがいをつくってやるというんですか、そういったことも必要な手段かなと思っております。この辺、よく状況を判断しながら村で管理する公的な機関で管理する施設を設けるか、部署を設けるか、あるいはもうちょっとシルバーさんの力を期待するかという思いで、今考えているところでありますので、もうしばらく検討させていただければと思います。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） ぜひともそういう人づくり、どうしても、国を支えるのは人であります。人は本当に大事な資源でありますので、そういう事業を上手に生かした村づくりも大事であるのではないかと思います。全体的にわたって村の景観づくり、環境づくりというのは本当に大事でございます。

農業を取り巻く環境も、昨今、発表された米の価格なんかはとても採算割れしているような価格でございます。こういう対策、農業対策なんかも本当に村として大事なことではないかと思います。農業が、農業離れすることによって自然環境が崩壊し、そして野生動物が近くにやっけてまいります。野生動物によって今はいろいろな諸問題が全国的に、蚊の問題、そして野生動物によるダニから人にいろいろな病気、殺傷能力のある病気が今、出て

いるということが伝えられてきております。今、現在村の田んぼ、畑、特に田んぼの問題はこれから田んぼ、耕作放棄地、これが現状のままではどんどんふえるのではないかと思いますので、そういう環境を含めた農業対策について、村長のご意見があればお願いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今、宗田議員のご指摘の中には、9月12日の民報新聞でした。米の価格が出ておりました。大変私も厳しい値段で、何だこの値段はと、びっくりしました。今、採算割れしている価格というのは、平成25年産ですら採算割れしている価格です。それより三千、四千元安い、それこそ1俵7,000円台の米の値段ですから、農家の人の生産意欲がなえちゃうという、とても心配しているところであります。

こういった支援策をどのようにするか。これは今議会の最終日に、皆さんに全員協議会を開いてもらって、提案しようとして今、農林課でその支援策を練っているところであります。どうぞ、議員の皆さんにも賛同をしていただく農家の支援策を提案させていただきますから、ご理解をいただき、賛同を賜ればと思います。これは大変厳しい村の財政の中ではありますが、幾らかでも農家に元気を、希望を持って稲作に経営できる、そういった支援であります。その辺を期待していただき、決して生産意欲を削がない対策、国・県が容易でない中で村ができる支援は何かというのを提案させていただきますので、期待していただければと思います。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） やはり将来的に絶対なくなる雇い、そして企業というのは私は1次産業だと思います。1次産業の再生なくして村の維持はないと思っておりますので、魅力ある村づくりのために、やはり村でせっかくつくった土づくりセンターによる有機栽培、それと環境第一に考えて、これからの村づくりをぜひとも考えていただきたいと思います。これにて1点目の質問を終わります。

2点目の全校学力テストの結果と対策について、教育長にお伺いします。

地方の村でも大都市でも対等に競うことができるものは学業であると考えますが、昨今行われた全国学力テストの結果は。また、その結果を踏まえての課題と対策をお伺いします。

○議長（前田三郎君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長、奥貫洋君。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 2番、宗田雅之議員の2番目のご質問にお答えいたします。

今年度の全国学力学習状況調査は去る4月22日に全国一斉に行われました。本村では国語、

算数を小学校2校で、国語、数学を中学校1校で実施した結果が文部科学省から届けられました。

その結果、中学校3年生では1クラスですけれども、2教科とも全国平均、県平均とほぼ同程度の傾向を示しています。小学校の6年生、1クラスでは、これまでの全国平均、県平均を維持してまいりましたが、今年度について見ると、2教科とも全国平均を少し下回るという結果が出たようでございます。その結果を一緒に実施いたしました質問肢の回答や、過去に実施してきた校内での別な基礎的な学力テストから見て、幾つかの原因らしいものが見つかりました。

主な原因として考えられるものは、1つとして、早寝早起き、しっかり朝ご飯などの生活リズムなど、守らない子供の割合が全国平均より多い。2つ目として、家庭生活で学校、家庭などでの約束ごとなどを守らない子供の割合が多い。3つ目として、家庭学習、読書などの時間が少ない子供の割合が多いという結果が出ております。こうしたことは、学校を挙げて指導をして取り組んできたところではありますが、どうしても家庭の協力を必要とするところばかりのようであります。

次に、学力面での向上対策としまして、教育委員会としては学校の計画や実践を支援してまいります。2つ目としては、学校は解決すべき課題をはっきりさせて、全職員一丸となって実践に当たります。3つ目として、先ほども申し上げましたが、学級、学年PTAへの理解と協力を得て、実践をお願いいたします。

以上を踏まえて、好ましい学習環境づくりと人間関係づくりに取り組んでまいります。

ここであえて申し上げ、ご理解をいただきたいことは、今回の調査でもわかりますように、これは学力のほんの一部であるということでもあります。私は教育という営みは学ぼうとする者に、本人の努力によって少しでも意欲と自信を持たせるものだと考えております。こうした方向に向け子供たちが進むように協力を得て、努力をしたいと思っております。

以上申し上げ、宗田議員のご質問のお答えといたします。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 早寝早起きとか、いろいろな家庭内状況は、これは私らも重々わかってはいたんですけれども、こういうものに対してのご指導、これは教育委員会としてやはり親の教育、親の教育といってもなかなかこれは、教育委員会とか学校でやるのは難しいのはわかります。ただ、子供を通しての教育というのは、私は可能かなと思っております。例えば、食育、読書、これは学校の習慣づけによって親にも伝達するのではないかと考えており

ます。そういうものの取り組みというのは、教育委員会としてどのように現状はなっているのでしょうか。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 申し上げます。

子供を通しての教育は、実践いたしております。特に、本村では小学校も中学校も生活リズムにつきましては、調査の結果、全校生が全国平均をはるかに上回る100%に近い数字でございます。ところが、1クラスだけはなぜか全国平均よりも低いということで、私自身、生活リズムはきちんとできているものと思っていたんですけども、子供たちの調査、子供たちが実質自分の生活を丸つけてみるとこういう結果が出ております。

それから、読書とか宿題、家庭学習を含めてですね、これらについても、学校で課題があり、そしてそれを家庭で実施して、そして翌朝担任の先生の点検を、チェックを受けるというようなことをやったり、中学校では漢字とか計算とか英語のそういうテストを用いて、子供たちに習慣づけを図っているということでございます。やれるものは、本村でもほかの地域に負けなくらいやっていると私は思っております。

以上です。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） あとは、家庭環境ばかりではなくて、教える力、これは今度の全国学力テストで沖縄県がいい例でございまして、これが沖縄県が……秋田県ですか、全国で1位は。そこに研修に行って相当レベルが上がったと。それが何を意味するのでしょうか。やはり教える力、これは先生がいい悪いではなくて、頭、今、教育長が言ったように頭ではなくて、教える道徳力、そういうスキルアップ、レベルアップ、これも私は大事ではないかと思いますが、その点についてお伺いします。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） ご質問にお答えいたします。

教える力といいますと、教職員に関係してまいります。私は、本村の先生方の力、本村ばかりではなくて、この地域の町村の先生方の力はかなりレベルが上がっていると思っております。特に、若い先生方は学ぶ意欲がありまして、子供たちに与える影響は非常に大きいのではないかなど、こんなふうに信じておりますし、私自身も若い先生方は一生懸命本当にやられているということを感じておりますので、それをお答えいたします。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 大変、私も教職員の資質とは何かは問うつもりはありません。ただ、結果がどうしても世間的には最優先するわけなんですよね。結果が悪いとやはりこれはもちろん、自分の努力というのも大変重要でございますが、やはり教える力、これも少し検討していただければと思っております。

もう1つ、今度文部科学省、今回から全国学力テストの公表、教育委員会の見解でできることになりました。現在、埴町、白河、これが9月中に公表すると。埴はもう公表したんですかね。これ、村のほうの考えを、この点についてお伺いします。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 公表、よくマスコミ等で公表と言いますが、私は学校の力ではなくて、例えばうちの村の子供たちは本当に、29人1学級なんですね。そのことに関して本当に公表がいいんだろうか。これは私自身も本当にそれが必要なんだろうかということを感じます。根底に、公表という場合には、私は指導、教育というのは経済の論理によりまして、少しでも効果が上がるとか何かということが、効果が上がらないものは罰を与えるというのが根底にあるような気がしてならないのです。教育は、やはり村長が時々おっしゃられますように、信じることによって変わっていくものだと思っておりますので、公表の根底にはどちらかという、例えば罰を与えるというのが前提にあって、よければ賞をあげるというのが、そういう論理ですので、いかがなものかと、こう考えております。

以上です。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 私ども、公表がいいか悪いかは、これは父兄の方もろもろのご意見を聞いて全体的な意見を集約して、やるべきときが来たらば、もしね、それによって結果が上がるとなれば、私はそれはいいものかなと思っております。

2点目について、これで終わりたいと思います。

3点目の質問に入ります。危険箇所の対策について。

異常気象により全国的に災害が発生し、多くの方が尊い命をなくしている中、村においても以前にもなかった大雨により災害が発生しているのが現状であります。このような事案に対して人命優先に考えるべきと考え、前にも何度か資しております唐露道路の対策はどのようになっているか、再度お伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田雅之議員の3番目の質問、危険箇所の対策についての質問にお答えを申し上げます。

道路の危険箇所対策としまして、村道並びに生活道路として利用している農道、林道を月に1度は道路パトロールを実施し、危険な箇所の早期発見と点検をしております。危険な箇所にはバリケードや路肩注意くいを打ち、テープを張りめぐらせるなど、注意喚起の措置を行い、順次、維持補修工事を施工して通行の安全確保に努めているところであります。維持補修工事で対応が困難な場所については、国や県に補助事業の要望を行い、計画的な工事発注をして整備しているところであります。

お尋ねの村道、唐露・葉貫線は主要地方道勿来・浅川線を起点とし、葉貫までの延長3,373メートル、幅員が3.6メートルの道路であります。この道路は旧石川営林署が唐露林道として整備した路線であります。道路沿いには人家があり、生活道路として利用していることから併用林道協定を結び、村道として維持管理をしております。

唐露の皆さんが日常生活で使用する区間、県道から集落までの1,573メートルについては、平成元年から7年度にかけて舗装工事を行いました。葉貫側の1,800メートルは砂利道のため、8月18日の豪雨で大量の雨水が流れ、雨水とともに砂利が流れ出し、一部舗装が壊れる被害を受けました。場所は有賀忠男さん宅から芳賀正孝さん宅の約300メートルの区間が舗装陥没の被害を受けました。今回、舗装の打ち替えを維持補修工事として補正予算に計上してありますので、ご審議をよろしく申し上げます。

住宅から先の砂利道については、道路パトロールをさらに強化して、砂利が流されないよう、ところどころに設置してある水切りの点検管理、敷き砂利の維持管理には力を入れていきますので、ご理解をいただきたいと思っております。

今後も村道葉貫・唐露線を含めた村道の生活路線について、費用対効果を十分に精査し、関係機関と協議しながら危険箇所の解消や未舗装箇所の整備を計画的に進めてまいりますので、議員のご理解をいただき、説明とかえさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 私もこの道路は何回か、今度の雨のときも地元の方から電話がございまして、現状を見てきております。とにかく、雨が通年なんちゅうもんでなくてすごいんですね。全国的に今、雨の量が。あの雨が、広島で降ったような雨があそこに例えば降った場合、恐らく住宅まで入って来るのではないかと思うような勢いでございます。私もあそこに

自動車で行ったわけなんですけれども、車そのものがもう、水の勢いで流されるような勢い、こういう現場を私は放置してはなんない、そういう思いで、この問題は再度質問させていただきました。ましてあそこは古殿に勤めている方、青生野から、そして東野から相当な数がおります。これも通勤道路として利用するのに、本当にあそこは近い道でございます。

あと、今現在まだ話の段階ではございますが、あそこに新しいお嫁さんと言ったらいいか、が入って来るとい話も私は聞きました。その方いわく、今すこしこの道路、改善してもらえないのかなという話は旦那さんになる人に言ったそうです。ですから、定住化を図るためにも、そして安全のためにも最優先して唐露の道路取り組んでいただければと思います。再度、その点について村長の考えをお伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、皆さんの生活に不自由のないようにということで、勿来・浅川線と唐露の集落の間は舗装済みなんですよね。ですから、そちらを利用していただければ、それほどその支障はないのではないかという思いで、唐露の人たちにはお願いをして、平成7年度にかけて整備をした箇所であります。

あと、葉貫地区の人たちが古殿に通う近道なそうですが、その人たちには大変不便をおかけしているのではないかと思います。こういったことで、鮫川村ではまだまだ舗装していない箇所が、村道では22%ほどございます。60キロです。こういったところを精査しながら、費用対効果を考えながら早目の舗装という計画も考えさせていただきたいと思います。ただ、なかなか国・県の補助金がないものですから、どうしても一般会計の持ち出しになります。過疎債あるいは辺地債を使いながらの事業となると思いますので、順次、そういった未舗装の部分は改良させていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） こういうインフラ整備というのはかなり金がかかるし、村財政に対する影響も相当あるものと考えます。ただ、やはり必要な道路は必要でございます。そして、人命優先とか何か考えたときには、どうしてもこういう道路は村として確保して整備してやるべきだと思います。それをお願いして3点目の質問を終わります。

以上、26年第6回定例議会における質問を終わります。

ありがとうございました。

◇ 星 一 彌 君

○議長（前田三郎君） 7番、星一彌君。

〔7番 星 一彌君 登壇〕

○7番（星 一彌君） 今定例会におきまして次の1点についてお伺いをいたします。

第4次振興計画と定住圏構想の取り組みについてでございます。

8月22日にしらかわ地域定住自立圏構想が明らかにされました。その後、全員協議会において村長より説明を受け、構想の概略を知ることができました。また、29日の設立総会において今後の構想やビジョン策定に向け確認されたことと思います。人口減少、医療、公共交通等々の課題を抱えており、今後の会議の進展が大いに注目されるところでございます。

村としても第4次振興計画策定中でもあり、しらかわ地域定住自立圏構想と、5月2日に締結された広域市町村圏での災害時における協定をどのように第4次振興広域計画に盛り込み策定しようとしているのかをお伺いをいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 7番、星一彌議員のご質問にお答えを申し上げます。

白河市を中心とするしらかわ地域定住自立圏構想については、8月25日の議会全員協議会で概要と現在までの協議内容について説明をさせていただきました。8月29日には1市4町4村の首長で構成される正式な協議機関でありますしらかわ地域定住自立圏構想推進協議会が設立され、同日に白河市長が中心市の宣言を行っていたところであります。今後、協議会のもとに幹事会、部会などが設置され連携可能な取り組みについて検討していくこととなります。

取り組むべき内容の骨格が固まった段階で議会にお諮りをし、議決をいただいた後に白河市と取り組むべき事項についての協定を締結することとなります。協定は、協議会に参加している町村が白河市と1対1で、取り組むべき内容ごとに締結することとなります。協定の締結は来年の3月を予定しております。その後、取り組むべき内容について詳細なビジョンを作成し、連携した事業を実施していくこととなります。

連携が想定される取り組みは医療、福祉、教育、産業振興、防災の各分野では医師の確保、子育て支援、介護福祉の充実、文化芸術の振興、産業の活性化、地域防災力の強化などがあります。また、地域公共交通、道路の整備、消費者と生産者の連携、交流移住の推進の分野では、地域公共交通の利便性の向上、圏域内移動に必要な道路の整備、地産地消、圏域内外

の住民の交流などが挙げられます。さらに、人材の育成の分野では、市町村職員の政策、立案能力の向上と交流、専門知識を有する外部人材の確保などが連携可能な取り組みとして想定されております。今後、議会の議決、協定の締結に向けて、協議会の部会において詳細な検討を重ねていくこととなります。

おただしの中にあります5月2日に締結された協定とは、東西白河9市町村が白河市の地元の市場との締結した災害時における生活物資の確保、供給に関する協定のことではないかと思えます。東日本大震災の際に、青果物や水産物などの生活物資が不足した教訓を踏まえ、流通経路が分断された場合に備え、地元市場と協定したものであります。

鮫川村は平成15年7月の住民投票において合併をしないことを選択し、限られた行財政資源の中で特徴ある充実した村づくりを目指す第3次振興計画を作成しました。一方、計画の最後の章、計画の推進に当たっての第6節は広域連携について、行政領域は広範囲であり共通の事務が可能なものについては、可能な限り共同化を模索することを目標に掲げております。第4次振興計画においても、この考え方は踏襲し、必要なものはなお一層推進してまいりたいと考えております。

以上で、7番、星議員の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） このたびの第4次振興計画策定に向けた懇談会が催されました。その中においても、人口減少問題に絡む若者の定住問題あるいは鮫川村の特産品の、あるいは花卉栽培等の要請とか、それにネット活用による情報の発信等々、道路の整備を含めてですが、そうした公共、いわゆる1村だけではなかなか到達できないというか、目標に達せられない部分が多く村民からの声として上がったようでございます。幸い今度締結されようとしています定住圏自立構想は、本村にとって、最も重要視される協定ではないのかなと、非常に注目をされると、そういうふうと考えております。

協定の内容によっては、非常に鮫川村が明るい未来に開ける第一歩ではないのかなと、そういうような期待もかかるわけでございます。まだまだ内容等は踏み込んでいないと思えますけれども、現在村長がこの締結に向けた考え、現在の考えがあるとするならばお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 私は、いろいろ県南地域のことを考えましたときに、この白河市が地方都市の中心地である宣言をしたわけですが、この県南地域が相当、子供たちの学力のレベ

ルというんですか、県内でも一番低いと私は考えております。こういったところに企業の誘致、あるいは子供たちの地方離れが加速しているのではないかと思います。こういったところで、中心宣言をした白河には、ぜひ学力の向上を図ってほしいという思いであります。この学力を向上図ったそんな白河市に学校が3つも4つもあります。こういった白河高あるいは白河旭、この辺に子供たちが希望を持って進学できるような環境整備がされればいいなという思いであります。

今、鮫川村の子供たちは成績優秀なと言えは語弊がありますが、白河市よりは郡山、あるいはいわきのほうを向いているのが現実ではないかと思います。白河市にそういった期待をかけて、この定住自立圏構想に参加をした一つの要因もあります。あと、この白河市に向けてバス路線がしっかりと確保できて、鮫川から通学できるような、そんな利便性も図ればということで提案をさせていただきたいという思いがあります。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 白河市が中心ということであるということはもちろん存じておりますけれども、やはり白河市だけが繁栄し、それ以外いわゆる東郡みたいな、どちらかというところと離れている地域が、さらに現在の状況が進むようでは全く提携した意味がないのではないかと、そういうような思いがあるわけです。

ですから、私の希望ですけれども、やはり白河市を中心としたところに大きな工場誘致をしていただくと。これは9市町村挙げて工場誘致に前向きに進むべきだと。その中においてやはり東郡の労働力が吸収されるように、そうしたいわゆる中心、東白川郡の労働者が通勤できるような地域、そういうところにやはりもっていき、そういう努力をしていただきたい。そうするならば、この白河広域圏の中で、住みやすい環境は鮫川が一番いいと思いますよ。村としてももちろんそういうPRも必要ですが、住宅の土地の造成とか、いろいろネットを使いながらPRして、そして住んでいただくような、いわゆる若者のビジョンづくり、ビジョンにかなうような整備をするということも、来ていただく最高の条件ではないのかなと、そういう感じがするわけでございます。

実は、茨城県の大子町というところがあるんですが、そこでも今から6年ぐらい前ですか、やはり町の土地を提供してそこに住んでいただくと。大体1戸当たり300坪ぐらいな、住宅以外に野菜などができるような、そういう構想だそうですけれども、その中に幾つか条件はありますけれども、16戸ぐらい予定している。実際に今、14戸ぐらい入居していると。その

中には、大半の方が定住を希望していると。そういうような条件整備というのも村としては必要ではないのかなと、そういう感じをしております。

例えば、鮫川村にそういう住宅の土地を求めているとするならば、やはり鮫川の大工さんを使っていただいて、そういうところにまた還元をします。そして、永住権を獲得してもらうような条件をつくと、そういうものを私らは想定するんです。そういうことをやはり、過疎にどれだけの近づけさせないような対策というものは必要でないのかなと。私も何回か滞在型農園ということも唱えてまいりましたけれども、やはり今までの考えを一度断ち切って、これからの新しい村づくりに形を向けていかなければならないと思いますけれども、その考えについて村長のお考えをもう一度伺いたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 星議員の再質問であります。住宅地の提供ということで、これは前から話ののっております、いろいろ東村で始まった事業もありました。ここに10年間住んでくれば土地代いららないですよ、そういった方法もいいと思います。そういったいろいろな方法あると思います。この定住自立圏構想に入ったからには、こういった白河市との道路の改修、白河、今でも私は通勤可能な地域とは思っておりますが、それでもなかなか東野のあたりからとなると容易でないと思います。こういった皆さんも安心して白河まで通勤できる、夏場でも、冬場ですか、安心して通れるような道路の整備というのはとても大事な施策だと考えております。

289号線も間もなく江竜田のバイパス構想も出ます。この辺が改修されれば、そういった青野地区、渡瀬地区の人たちも明かりが見えてくるのではないかと思います。こういったことを考えながら、白河に通勤できる、通勤可能な、通学可能な構想を、今回のこの自治圏構想の中では提案させていただきたいと思います。

あと住宅関係ですが、確かに鮫川村、土地はいっぱいあります。家庭菜園つき住宅なんていうのはとてもいいアイデアだと思います。こういったことを十分検討させていただきながら、ただ、なかなか土地がないんですね。広い土地は、それこそ農地はあるんですけども、宅地向いている土地が、日当たりのいい土地、この辺はですね、皆さんと一緒に探しあてながら、こういったところに、恐らく10区画、20区画なんていう区画は鮫川では無理と思いますので、3区画からでも4区画でもいい。区画を問わずに日当たりのいい健康的な住居、宅地が構えられる、そんな場所をぜひ皆さんで、それぞれ各大字に提案をいただければと思います。こういったことで、値段のほうもそれなりに皆さんと検討しながら、利用者に便宜

を図って応募させていただきたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 今、村長から非常に前向きな意見を聞きました。実は、本当にそのような構想が打ち出せるならば、土地というものは決して不可能ではないと私は思います。10区画でも15区画でもそれはその場所によっては可能ではないのかなと、そういう感じもいたします。ぜひ、その村長の声を今後前向きに進めていただければ、そういう期待は持っております。

それから、この自立圏の中でも全市町村がいわゆる協定しなくても、ある程度の協定で対応できるというような新聞報道もあるようですけれども、やはり市町村が悩みを抱えているものは同じということですから、全市町村が全て提供するという事は非常に難しいのではないかなと、そういう感じはいたします。それならばということで、私はこの鮫川村という、この地形を見るからには非常に冷涼な気候であると。その9市町村の中では一番冷涼な気候である。非常に住みやすい環境でもある。ですから、できるならば先ほど第4次振興計画の中の意見もあったようですが、花卉栽培、いわゆる花ですか、あるいは高原野菜と、そういうものをJAさんあたりと提携しながら、技術提供あるいは販売に至るまで、そういう一貫的な体制も今後必要になるのではないかと。ましてTPPの問題が非常にとやかく騒がれておりますけれども、どうなるかわかりませんが、これからはいいものをやはり生産者としては出さなくちゃならない。その地域の特産物を出すということが、今後求められることであろうかなと、そういうふうに思っています。

鮫川のこの地を、今後も、先ほど質問の中にもあったようですが、やはり先祖の土地を残しながらこの鮫川のすばらしい村を継続するには、そうした思い切った政策、あるいは思い切った考えが不可欠であろうと、そういうふうに考えますけれども、もう一度、村長、その考えがありましたら、お答えをいただきたい。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今の星一彌議員の再質問の中では、農業振興が主かと思えます。この農業の振興に当たっては、ことしに入りましてやはりいろいろな作物の指導、作付の誘導ですか、あと、技術等が「手・まめ・館」等でも話題になっております。特に、議員今ご指摘のとおり、鮫川村は高冷な地形を利用した高原野菜あるいは花卉栽培に向いているのではないかとご指摘のとおりであります。なかなかその技術が、技術者がいないという現実もあります。

実は、福島県の二本松に菊栽培をお願いした大きな大手があるそうですが、いろんな都合でだめになったから鮫川でやってみないかというお話があったんです。ハウス、それこそ5町歩、10町歩単位です。ですが、なかなか引き受け手がいないのも事実なんですね。今、果たしてその5町歩、10町歩単位のハウスを運営してくれる人がいるのか、技術者がいるのかなという思いで今対応しているところではありますが、本当にこういった技術者がいないのも事実であります。

あと、そういった指導者ということで、まず、技術者がいない、栽培者がいないではなくて、指導者をまず探そうということで、農林課には、ことしの秋あるいは来春早々には通年雇用でそんな技術者を雇い入れようという思いで今検討しております。人選の検討です。なかなか人も指導者もおりません。こういったことで農業技術屋上がりの職員、人がいないか、農協等でそういった営農指導の関係していた職員の退職者はいないか、そういったことで、余り大げさな予算もつけられないものですから、退職者を利用した指導者の育成ということで、雇い入れということで今、検討しております。

その中で、高原野菜あるいは花卉栽培等が提案されればという思いでもありますので、この鮫川の土地に合った作物の選定はこういった指導者に委ねてみてはいかがかと、今考えているところでもあります。ことしの秋、あるいは来年の27年産の野菜の出荷に間に合うような時期ということですから、今年度中にはそういった人が見つかるのではないかと期待しているところでもあります。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 5月2日に広域市町村圏で締結された分、6月の議会でも一部申し上げました。村長には答弁は求めなかったわけですがけれども、昨年、ことしと日本各地で大きな被害が出ております。俗にいう所嫌わずといいますか、非常にこう、各地で災害が出ており、また尊い命まで奪われていると。そういうのが現状であります。幸い、鮫川村としては比較的災害には強い村ではあるかと思っておりますけれども、白河広域圏の災害時に対する生活物資の件で締結されたようではありますけれども、内容は変わるかもしれませんけれども、この鮫川村の地形からするならば、近接町村いわゆる浅川、石川、古殿、各町との何らかの協定を、いわゆる災害が起きたときの協定というものは必要ではないかなと思っておりますけれども、この前は答弁を求めなかったわけですがけれども、村長のほうで考えがあればお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 災害協定の結んだ、その引き受け、田村市の滝根町とはそういった引き受け町村になっているんですね。鮫川村は災害が起きたら田村市の滝根町です。あそこで、災害があった場合には900人ほど受け入れる準備体制はとったということで、皆さんにお知らせしたところでありますが、鮫川村、では村で災害が起きた場合にはどこに助けを求めるんだというお話であります。確かにそういった準備も必要ではないかと思いますが、隣接市町村、私は鮫川村はそういった災害のない地域だと思っておりましたが、なかなか今の荒れた気象を考えますときに、決してそうではない思いもあります。8月20日の広島市での豪雨、1時間あたり100ミリを超すああいった雨量があちこちで確認されておりますので、真剣な問題だと思っております。

ですから、こういった際に協定を結ばなくてはならない、避難町村も確保しなくてはならないという思いも一番あります。この辺まだ、今、具体的には考えていないものですから、後日、皆さんと相談しながら、隣接市町村あるいは他県との協定とかというのをぜひ取り組まなければならない課題ではないかと考えておりますので、第4次振興計画の中でこんな意見が反映されればと、今考えておるところであります。

お答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 村長にいろいろ質問をいたしました。具体的な答弁も返ってまいりました。今後、村長の実行にご期待を申し上げ、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

◇ 関 根 政 雄 君

○議長（前田三郎君） 8番、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 今般の9月定例議会におきまして、2点の一般質問をさせていただきたいと思っております。

第1点目であります。館山公園の整備計画と環境学習への活用についての質問であります。館山公園は本村の中心地に位置し、中心地の活性化や「村民手づくりの公園」として、多くの村民ボランティアと各大学の連携により多種の花木を植栽し、村のシンボルとして大きく期待されております。

現在は「100年の森づくり委員会」の方々の定期的な管理とシルバーセンターによる草刈

り等が行われて環境が保全されております。進入路や遊歩道の整備、山頂付近の整備、さらにはのり面崩壊の防止策と改修等、課題も山積していると認識をいたしております。

若者を含む村民が自慢できる公園として、将来的な整備計画を村民と協議して、第4次振興計画にのせるべきと考えておりますが、村長のご所見をお伺いをいたします。

次に、青少年の環境学習とかふるさと教育の観点から教育長に質問をいたします。

館山公園の花木や動植物の生態系、公園づくりの村民とのかかわりや環境整備による奉仕活動を通じて、環境教育や総合学習、さらには郷土愛を育む「ふるさと教育」には欠かせないものと認識をしておりますが、教育長のお考えをお伺いをいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の、館山公園の整備計画についてお答えを申し上げます。

初めに、館山公園の振興計画についてであります。今から10年前、平成16年の6月です。第3次振興計画の策定中、住民の懇談会の中から、村の中心となる公園がぜひ必要であると多くの村民のご意見をいただいた、その中での公園づくりが始まりました。それから10年です。あの館山公園は15ヘクタール、そのうち13ヘクタールほどが杉山だったはずですが。その杉は今1本もありません。皆さんの力でその杉が桜あるいはもみじにかわり、公園づくりが始まったということでありまして。館山公園整備は自立する村づくりのシンボリックな事業であるとともに、第3次振興計画の中の、美しい里山景観を生かした村づくりの中心的施策として推進をしてきたところであります。

議員おただしのお通り、村民参画の館山公園づくりを基本にしながら平成18年度から5,400本を超える花木苗木が植栽ボランティアの手により植栽され、早朝の草刈りボランティア、そして森づくり100年委員会による公園計画の協議と事業の推進、東京農業大学による館山公園基本構想などの技術支援を受け、合わせて農大環境緑地学科学生による館山景観保全活動の実地協力、また、村民メモリアル記念植樹など多くの方々のご支援とご協力をいただきながら公園づくりを進めてまいりました。目指すところは、全国的にも有名なあの福島市の花見山公園にも負けないような館山公園づくりをすることにより、これにより誘客や中心地から村の活性化を図れるものと信じています。村民が誇りと夢を持つことが、自慢できる公園を目指すことが、私はすばらしい自立振興に役立つのではないかと考えております。

昨年度は東京農業大学の入江先生のご指導のもと、森づくり100年委員会の皆さんで4回のワークショップを行い、館山公園の再生プランができ上がりました。今後の遊歩道の整備、植栽ゾーニング計画や管理運営方針について活用できるものと思います。今年度は植栽した樹木の手入れを核となる公園緑地維持管理を森づくり100年委員会に、また、従来の公園の全面草刈りのほか労務的な維持管理を行うため、シルバー人材センターに作業を委託しております。

お尋ねの第4次の鮫川村振興計画の作成に当たりましては、今回の行政区相談会懇談会を実施しております。その中で、草刈りなどの公園化へのご指摘や宝の山にしようという熱意のあるご意見もいただきました。また、多くの村民の意見が反映できるよう、村づくり委員の募集も行っておりますが、20名の村民参加となっているようであります。そのうち、商工会青年部の若い人たちが中心となりますメンバーが10名となっておりますので、振興計画策定委員会との共同作業の中でのご意見をいただき、若者からも親しまれるよりよい館山公園づくりになるように進めていきたいと思っておりますので、議員各位のご理解とご協力をあわせてお願い申し上げます、関根議員への答弁とかえさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 続いて、教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長、奥貫洋君。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 8番、関根政雄議員の2つ目のご質問にお答えいたします。

鮫川村教育委員会ではことしの重点施策の一つとして鮫川村のきずな教育を掲げています。これは持続可能な社会づくりの担い手を育む教育、ふつうE S Dと言っています。として、これまでの学校の教育計画や教育内容をE S D、エデュケーション・フォー・サステイナブル・デベロップメント、そういう視点で捉え直し、重視する能力や態度を明らかにして、実践するようにしています。

具体的には人間性を育み、社会とのつながり、自然とのつながりを持つ、持続発展可能な社会の担い手の育成を目指すものです。子供たちの郷土愛は自然があるだけでは芽生えないと考えております。学校の先生方の指導も含めて、その道の専門家や後継者の育成に努力する情熱のあるすばらしい人との出会いが必要と考えております。

関根議員がご提案されておられる内容は今の説明に合うものと思われまますので、計画を立て、順に実施し、教育の質的効果を高めてまいりたいと思っております。教育委員会といたしましては、これからの取り組む条件整備は、動植物などの説明板の設置、それから館山が学

習の場になるということを考えたときに館山付近の学習マップ図の作成、これを予定しています。このマップは電子化もし、教室での事前事後の学習に利用できるようにし、利用価値を高めていく予定です。村民の皆さんのご協力を必要とするのですが、子供たちだけではなく、四季折々に訪れる一般の人たちに喜んでいただけるような史跡公園にしたいと考えております。

以上申し上げ、関根議員のご質問のお答えといたします。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 館山公園の計画、整備等々につきまして、村長のほうに再質問をさせていただきますと思います。

現在、100年の森づくり委員会の皆様方が精力的に保守作業をされていながら、さらにシルバーセンター、そして今後予定をしている村民のボランティアの手による草刈り作業ということで、文字どおり村民参画の拠点となる公園であると認識をしております。しかしながら、100年の森づくり委員会の皆様方のご意見を聞く機会がありますけれども、なかなか高齢化しておりまして、定期的な奉仕作業もままならないと、大変であるという。精力的に皆さんおやりになって、頭の下がる思いであります。そういった声も聞こえてまいります。

現在、100年の森づくり委員会の皆様方の奉仕活動の状況は、一体どのような量をされているのか、週に何日とか月何回とかというケースでおやりになっているという気がしますが、実際何名くらいの方がどのような作業に従事されているのかということと、この委員会の皆様方と大学の専門、東京農大の学生たちの連携はどのようにされているのか、2点お尋ねをいたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 関根政雄議員の再質問であります、森づくり100年委員会の皆さんのボランティアの日数とかということですが、月1くらいの感じでボランティア活動、しかもそれは1日ではないんですよ。午前中とか午後ぐらいで、それほど皆さんに負担をかけるような仕事はお願いしていないです。例えば、春先ですと雪で折れ曲がったその木を起こしてもらったり、あと、倒れている木があったら起こしてもらったり、あと、年2回の草刈りでは容易な小さい作物もあります。こういったところの下刈りなんかも、草刈りというんですか、下刈りなんかも行っていただいております。

こういった人に完全な無償でなくてある程度ご苦労さまの、通常の半値ぐらいですか、半金ぐらいの些少ではありますが、ご苦労金は差し上げております。こういったことで、皆さ

んに負担になるような、そういったことではないと思いますが、そういった声があるようでしたら、実はシルバー人材センターにも今お願いして、週1回程度は、というと月4回ですね。4回は館山に入ってもらって目についたところを整備してくださいというお願いはしております。週1回ですから月4回になります。こういったシルバー人材センターというと60代の若い人たちで山の手入れですから、お願いしておりますから大きな労働を伴うのは皆さんにお願いし、森づくり100年委員会の皆さんの高齢者には、そういった易しい範囲でお手伝いいただければという考えでおります。東京農大との入江先生との関係ですが、入江先生には、史跡公園でもあるものですから、いろいろな先生の思いも、史跡であるという思いも反映した公園づくりをお願いします。

あと、健康ロードをですね、散策の道路を5コースほどお願いしました。高齢者向きあるいは若い人たち向き、健康活動に、健康運動に利用、散歩したり散策したり、そういった人のコース、5コースほどのコースを設定してくださいということで、これも間もなく、今度の9月の補正予算にも提案させていただきましたので、その辺もご審議いただければと思います。そういったことで森づくり100年委員会、入江先生、東京農大の専門的な知識の中からの公園づくり、そういったのをあわせもって、地元の意見、先生の意見を考えあわせながらの史跡公園づくりということで検討しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 館山公園の崩壊箇所、過去には吹きつけをやられたり、改修はされているようですが、周囲の急傾斜の部分ののり面の崩壊、さらには進入路、今の段階で砂利道になっておったり、また、水切りはされておりますので、ああいった山頂までの歩道といいますか、本来であれば車を入れるべきなのかどうかというのは検討する余地があると思いますけれども、この進入路の改修、それから崩壊されている部分の改修、これは史跡であるから制限があるのかどうかはちょっとわかりませんが、そういった総合的にも危険箇所、それとあと、利用者への利便性、これを考えた整備が計画的に必要ではないかと思っておりますが、その点いかがですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） この歩道の関係、車道の関係は今回の予算に含まれておりますので、年内には皆さんのご賛同をいただければ、可決いただければ、手入れに入るのではないかと思います。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 計画的な整備が必要であるし、またそのような検討がされているということでもあります。

先ほど有償ボランティアということでお話がありました。2番議員の再質問の中でも草刈りがちょっとおくれたということで、村民の汗を流すボランティア、例年ですと早目にやって、ことしはこれからだということですが、どうしても村民の意識は、村民のシンボルだという方が多いと思われませんが、どうしても100年の森づくり委員会の方々が中野、それから東野の方々が中心的だということで、全村的に委員に参加されていけばよろしいんですが、中野、東野以外の方々の参画、それはボランティアで植えつけた方々もいらっしゃいます。それと、その後また年に1回の草刈りに参加された全村的な方々もいらっしゃいます。それで、ボランティアをする日にちを1日に設定すると、どうしてもその日に都合があって来られない方がいらっしゃいます。ですから、ボランティアの回数をふやして都合のいいときにおいでいただく方式、方法。そうすれば、村長おっしゃるようにやはりあの山、公園は村民がいかに汗を流して自分たちの村の誇りとして、この館山公園をみんなの手づくりだという地盤ができる公園だとおっしゃるとおりなので、そういった汗を流す人をふやす工夫、無償ボランティアや有償でも結構だと思いますが、こういったできるだけ手をかざす、村民の方々が手をかざす方法、これを考えていかななくてはならないと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の再質問であります。有償ボランティアも結構だが、無償のボランティアの回数、年1回でなくてももう少し参加しやすい日程をとというお尋ねだと思いますが、確かに年1回です。これを年2回あるいは3回にしたらどうかという質問ですが、そうですね、そこら辺も検討させてもらって、草というのは刈りどきもあると思うんです。ですから、土曜日、日曜日続けて2週やるとか、1週間置きにとか、その辺よく係の者と相談させて、来年度に向けて検討させていただきたいと思います。

皆さんも参加しやすい、そして自分が参加した館山だという意識を持たせるのには、確かにそういった手法も必要ではないかと考えております。こういったことでできるだけ大安を選ばないで、仏滅あたりで皆さんの参加しやすい日にちを選んで、大勢の皆さんに参加してもらえるような工夫を凝らしたボランティアの日程を計画させていただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） いかにかに汗を流す方々をふやして、自慢の公園を、大方の方々があの山のこの構想は、村外の方々が見るには、大変な構想だと言われます。10年後そして15年後、この山は花見山にまさる山になるだろうという専門家の意見もありますし、来村した方がそのような意見を言っておられます。どうか、多くの村民の力で何とか維持、そして環境整備をしながら自慢のシンボルということで、手づくりの公園を完成させたいということをご提案を申し上げたいと思います。

それでは、次に教育長に再質問をさせていただきたいと思います。

私はこの質問は、村民の自慢の館山を青少年教育に生かすべきではないのかということで、ご質問をさせていただきました。教育長のほうからは、案内板とかマップですね、そういったものをつくりながら、動植物の生態系、それと館山のマップを、表示板を提示したいということで学習に役立てたいということです。今年度も既に始まっております。ことしの鮫川村の教育の中に、教育長おっしゃるように人とのつながり、基本施策の中に人とのつながり、それと継続的な担い手育成という項目が7番目に入っております。

こういった観点から、あの山をどうやって村民が発案し植栽し、そして汗を流しているのかという、そういった協働の村づくりの観点、こういった観点からの教育が一つ。それと、総合学習的な、実際、新年度あのフィールドを活用しながらそういう計画があるのかどうか。館山ならず村内の自然豊富なこのフィールドを使った総合学習等を中学校・小学校に限らず、そのような計画があるのかどうか、既に実施されていればご答弁をいただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） まず、青少年の育成という観点でございますが、主として学校の授業の中で行われております。いろいろ、スポーツ少年団とかあるいは区の事業となると、むしろ目的が狭まってまいりますので、現実的には余りやっていないのではないかと思います。

学校教育の中で取り上げていくものとしては、地元におられる、そういうエキスパートを学校に、学級の中にお呼びしていろいろなことを伺ったり、そしてあとは実際にその現場に行ってみたり、その発達に応じてやっております。ただ、中学校になると、これはちょっと難しいと思いますので、小学校の段階では何回かやっております。あるいは遠くの学校からですと、1日の活動で図書館においでになって来て、公園を散歩したり、それから別な学校に行っても授業を一緒にやるとか、そういう利用の仕方をしております。

フィールドを使うということになっているんですけれども、現在では鮫川小学校で何年生かが遠足というのですか、小遠足、歩いてのそういう中で子供たちが利用している。そうい

うのが現状だろうと思います。

以上です。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 2番議員が学力向上の質問、先ほどいたしました。先般の議会でもお話ししたとおり、秋田県の向上、なぜ学力が秋田県が1位なのかという一つの要因に、地域の行事とか文化ですね。それから地域行事に伝統行事、それから地域の文化を勉強されると。そのような活動に積極的に参加している子供の学力が高いということが大きく報道されております。

本村もこの館山公園の人とのつながり、それと担い手育成の観点から子供たちがあそこで学ぶべきものは、総合学習の動物の生態系とか植物学とか、そればかりではなくて、人と人とのつながり、なぜこの公園に木を植えるのかとか、そして村民がどこまで汗を流しているのかということ、総合学習でも子供に人材育成の観点からあそこの山を活用すべきと私は思うんですが、教育長に再度、人材育成、それから担い手育成の考え方、それとあと、館山公園の活用の仕方、お聞かせください。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 学校の道徳の中にですね、あるいは生活指導の中に郷土愛という分野があります。そういう中で村の人たちの願い、今後あるだけではなくて積極的に取り入れて、そのためにはある程度教材化が必要になってくると思いますので、これも先ほどのお答えに合わせて整備してまいりたいと、こんなふうに考えています。やはり、そういう場合に大事なことは、村のそういう専門家あるいは情熱を燃やした人を実際に学校にお呼びして、そういうお話を聞く機会、一緒に活動できる機会、これも私は大事だと思っていますので、どういふものができるのか具体的に検討してまいりたいと思っています。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 地域の教育力とよく言われますけれども、ここまで大楽村政始まっつてのシンボルの中心部の館山であります。この山には多くの森林環境税、要するに基本枠と重点枠の税金が投じられて植栽、そしてまた村民の手によって植栽されたというこの物語、この地域づくり物語をぜひ子供たちにも伝授して、将来の自慢できる村づくりのための人材育成に教育面からも推進していただきたいと思います。

以上で私の……もう1点、どうしますか。もう1つありますが。

○議長（前田三郎君） ここで1時30分まで休憩します。

○8番（関根政雄君） はい、以上で1点目終わります。ありがとうございます。

（午前11時57分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

○議長（前田三郎君） 一般質問を行います。

引き続き、8番、関根政雄君。

○8番（関根政雄君） 午前中に引き続きまして第2点目の一般質問をさせていただきたいと思っております。

緊急災害の対応と防災計画についてであります。

近年全国各地において、想定外の豪雨による自然災害が多発しており、多くの犠牲者が出ております。本村は緊急時に防災無線での広報やハザードマップを村民に配布し、災害時の対応策を講じておりますが、多くの村民への周知と危機意識は低いと感じております。本村においても土砂災害危険区域は数多く、集中的な豪雨があれば必ず大災害は発生いたします。今後、村民にわかりやすい防災教育や地区別訓練を実施するなど、危機意識を高め災害に強い村づくりを推進すべきと考えておりますが、今後の防災教育を含めた計画についてお伺いをいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の2つ目のご質問、緊急災害時の対応と防災計画についての質問に対してのお答えを申し上げます。

議員ご指摘のように、近年の異常気象により各地で局地的な非常に激しい雨が降り、住民の方々が今まで経験のしたことのないような大雨により、大きな災害が各地で発生しております。このような異常気象は今ではどこでも起こりうる可能性があり、本村においての村民を災害から守るためにさらに警戒を強めなければならないと考えているところであります。

議員ご質問のとおり、豪雨災害に備えるためにまず大切なことは、日ごろから住民の防災意識を高めていくことが重要であります。平成22年に村が作成し全戸に配布しました防災ハザードマップには、土砂災害危険箇所や地すべり危険箇所を示してあります。また、村内各

地の集落センター19カ所を避難場所としております。鮫川村地域防災計画においてもいざというときのために、家庭内や地域での話し合いや学校などで、この防災ハザードマップを活用し、災害時の備えや避難の訓練をすることは大変重要であると捉えております。今後、これらの防災教育の機会を設けていきたいと考えております。

また、今回8月20日に発生しました広島市における大規模な土砂災害を踏まえ、住民の防災意識、危機意識の向上のため、県で作成している土砂災害警戒区域等の指定箇所について、周辺に居住している住民に認識していただくため期間箇所図、被害想定区域図、警戒区域図等について緊急に周知をすることになりました。周知の方法については、県、村のホームページのほかに該当する地域にその資料を配置し、日ごろから危険箇所等について認識をしていただくことにしたいと考えております。

次に必要なことは、迅速な気象情報の住民への周知であります。緊急に大災害の発生が予想される場合には、J-ALERTを通じて防災無線が自動起動して土砂災害の危険が非常に高まっているとして警戒情報が放送され、住民に警戒を呼びかけているところであります。この情報が出された場合には状況判断により避難準備や指示、避難勧告の発令や直ちに命を守るための行動をとることなどを呼びかける情報を発することになっています。

村では住民への防災情報の伝達を多様化するために全国瞬時警報システム多様化推進事業を計画し、全国瞬時警報システムを通じて携帯電話に防災情報などの緊急速報メールを送ることができる装置も整備しております。村では防災計画により气象台から大雨警報等が発表された場合、担当職員が直ちに待機をする体制をとっており、気象情報、被害状況の把握、関係機関との連絡調整、状況に応じては消防団に出動要請をするなどの体制をとっております。

また、土砂災害の危険度が増している場合に避難勧告等の判断、伝達マニュアルにより適切に住民の避難勧告や避難指示を行い、住民の安全を確保することにしております。

以上の対策で、関根議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 異常気象による1時間当たり100ミリ以上の豪雨が各地で大災害をもたらしておりますが、本村も過去に幾つかの大きな土砂崩れの災害を体験しております。平成22年9月に、今、村長ご説明になったこのハザードマップ、つくられて全戸配布されております。これは折り畳み式、裏側には全村の危険地域の地図が載っておりますが、果たしてこの我が集落が土石流危険地域だと認識している住民は、どのぐらいいるのかなというこ

とを大変懸念をしております。私は大字西野区に住んでおりますが、西野区だけでも急傾斜、それから土石流の災害地域が何カ所もあります。こういった、我が地域、我が集落が危険地帯だということを今、村長のほうで周知していくということなので、そういった方々を対象に防災教育の学習会、万が一のようになつたら逃げればいいのかというのは、なかなか防災無線等々でも前もって勉強しておかないとわからない。特に高齢化社会、特にお年寄り、隠居にじいちゃん、ばあちゃんがいるおうちもあります。隠居に防災無線がないことが多いのが現実です。そういったものをその対象集落に、そういった集落対象者、特に高齢者向けのそういった教育、それから危険地域の集落の教育というのはすべきであると私も思います。が、村長、お考えをお願いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、こういった地域の把握は常々高齢者の把握といいますが、そういうのは民生委員等をお願いしているところではありますが、今回の避難の場合には、これはまず活躍をいただかなくてはならないのは、鮫川の安心・安全を全面で守っている消防団にかかるのではないかと思います。こういった消防団の方々に相談をしながら、実は先日、間もなく火防特令があると思いますが、消火器が今鮫川で各地に使っておりますが、消防団はもちろん消火器の使い方はできますが、地域住民があるところもわからない、自動消火栓はついているのは知っているが、使い方など操作したことがない。そういった人が多いんですね。

こういったことを、今回、地域はみずからが守るというその意識と、災害には真っ先に、ふだん地域で生活している、そういった皆さんの活躍が大事なんですね。そういった思いで消火栓の使い方の講習会をやってくださいというお願いをしております。こんなときにあわせてこういった危機、災害のときの降雨量よっての判断の伝達方法、連絡方法を地域の今回のその消火栓の訓練と同時に、高齢者の確認もあわせてやってはいただけないかという思いで、今、関根政雄議員の質問に、そんな考えも今ひらめいたものですから、消防団あるいは総務課に相談しながら指示をして、早い時期に確認とそういった体制等をとらせていただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 私たち村民はこのハザードマップが配られて、この地域がそのような危険地帯なのかということ初めて認識しております。大きな沢で土石流が特に発生しやすい地域の砂防ダム、土石流防止のダム、発地岡とか、例えば渡瀬のほうの奥にあるのは私ど

もも認識しておりますが、それとあと、本村は急傾斜を背に、背負っている住宅地がかなりございます。そういった急傾斜危険地帯の家屋、それと土石流のそういう対策をしていない地域、一体どんなぐらいあるんでしょうか。わかれば、質問お願いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 実は、今回のその8月20日の広島での災害で、県のほうでも大変危機感を今感じておりまして、最近になりまして県のほうからこういった急傾斜地の再確認というご案内がありまして、鮫川では176カ所あるそうであります。この中で特に特別警戒区域といいますか、急傾斜でとても危険な箇所というのがそのうち46カ所ほどございます。こういった地域を重点に、例えば50ミリ以上の雨が降った場合には真っ先に避難をしていただく。こういった考えで今の、先ほどの最初の関根議員の質問にあったとおり、住民には周知して避難をしていただかねばならないのかなという思いであります。

私も今ほど関根議員も、戸倉の砂防ダムをお話しされましたが、あのダムの下にもっと危険な箇所があるんですね。これなんか私はいつも気にしているんですけども、常にあいつた50ミリ以上の災害があった場合には、いち早く気をつけて警らをお願いはしている地域であります。そのほかにもたくさん、今言ったように46カ所あるということでもありますので、大変狭隘な鮫川村ですから、いつ起こっても不思議ではないぐらいですから、人の命を大事に政策的にも支援してまいりたいと考えております。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 176カ所、中でも46カ所という地域があるというのは本当に大変な驚きであります。その対策、必ず豪雨は来るということを前提に防災教育、それから地区民の説明をお願いしたいなと思っております。

さて、災害が起きてしまった場合の避難所、避難場所と避難所が指定されております。各大字区の集会所、避難場所は各グラウンドとか、それから村民グラウンドのような広い中学校の学校の校庭とかとなっておりますが、3.11のときに本村の村民は避難をする必要はなかったわけでありまして。ただ、いわき地域からの方々の受け入れということで、本村の施設に受け入れをしたわけですが、本村の村民が避難を余儀なくされたときの避難場所、区の区民センターや集落センターだというのは村民は多分知っております。

過去の一般質問でもただしたことはありますが、避難場所の緊急物資、食料は多分届くであろうと、米もあるからという村長の以前の答弁でしたが、最低限度ライフラインが、例えば、県道それから生活道が寸断された場合とか、そういった場合にライフラインがストップ

する、要するに水であります。最低限度の飲料水、ミネラルウォーターの保存がきくものも今ありますので、そういったもの、もう一つは毛布、寝具であります。前回の3.11のときにも毛布がなくて村内外から皆さんに多くの毛布を集めて持ってきていただいて助かって、よその地域まで支援をしたという経過があります。私はここで、避難場所への緊急用としての飲料水、それから最低限度の毛布類等のそういった設備を常時すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 議員もご承知のとおりと思いますが、防災減災事業で修明高等学校の付近に資材倉庫が建ちました。あとは、今度は泰斗工業の跡が低温倉庫になりました。こういったところに食料、米、みそ、あるいは水等が確保できるものと思っております。防災減災の資材倉庫には、恐らく水を入れる余裕があると思えます。こういったことでいつきの避難対策にはなるのではないかと思っております。ただ、低温倉庫は玄米の保管なんです。その辺にちょっと疑問は感じますが、それが果たして白米にしておく必要があるかどうか、その辺も後日検討させていただきたいと思えます。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） ハザードマップにまた戻ります。実はこれ、私のうちにも張っており、ある部屋に1枚この地図を張ってあるんですね。これは、こういう形のものを張っておりますが、よく見るとこれは掲示用ではなくて保存版となっているから、こう張っておくと裏側がわからないんですよ。ですから、これは保存版で畳んで、あるところにきちんと置くようなものになっているのかなと思えます。

常々、災害時にどのような行動をとったらいいとか、どういったことをしたらいいかというのは掲示用として、特に、先ほど話した高齢者、お年寄りにわかりやすく大きな字で掲示用としてきちんと隠居にも張っておけるようなもの、それから子供が見てもわかるようなもの、そういったものの、こういった掲示用の防災計画にのっとなって、再度、まだ4年前にこれはつくったもので大変お金がかかっていると思えますけれども、これはこれでいいんですけども、そういったものも掲示して村民に、とにかく弱者と言われる方々、こういった方々に常日ごろから意識を高めてもらう、そういった防災掲示物もあわせて必要ではないかと思えますが、いかがですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） おっしゃるとおり、災害に対しての弱者というのは高齢者、そして子

供たち、こういった人たちがスムーズに避難誘導できるような体制づくりはとても大事な責任と思っております。こういったことも防災係、消防と相談しながら検討させていただきたいと思えます。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 再三お話をいたしましたけれども、必ず豪雨は来ると、地震災害、特に突発性の100ミリ以上のような雨は来るということを想定、必ず来るということを念頭に置いた防災計画の見直し、また第4次振興計画の中での防災計画を消防団、関係機関、それから村民と一緒に協議していただいて、災害に強い村づくりをしていただきたいと思います。

以上で、1点の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

◇ 前 田 武 久 君

○議長（前田三郎君） 11番、前田武久君。

〔11番 前田武久君 登壇〕

○11番（前田武久君） 今回定例会、村長に2点について一般質問をしたいと思えます。

まず最初に、奨学金制度について。

農業後継者に限り奨学金免除制度を設けているが、対象者範囲を広げるべきと考えるのかがか。

2つ目、農業後継者のための全額免除は基金にも限界があるため考慮すべきと思うが、村長の所信をお聞かせいただきたい。

以上です。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田武久議員の最初の質問、奨学金制度の質問についてお答えを申し上げます。

最初は、農業後継者に限り奨学金制度を免除しているという質問であります。鮫川村奨学金基金は昭和42年に故鈴木春栄画伯の寄附金をもとに創設され、翌年の昭和43年から学生、生徒に奨学金の貸与を開始しました。昭和57年には商工業振興後継者奨学金基金を併合し、寄附金を積み立てながら効率的に運用を図っています。

また、平成18年度からは大学院生まで貸与を可能とし、大学生以上の上限限度額を5万円にするとともに、鮫川村に居住して10年以上就農した利用者には奨学金の返還を免除する規定を設けました。さらに平成22年度からは専門学校生への貸与も可能とし、大学生以上貸与月額5万円と同額にして専門学校生にも貸与しているのが現状であります。

この間23名の方々から寄附金の申し込みをいただき、総額で1,652万5,000円となり、教育に対するご理解をいただいておりますこと大変感謝を申し上げますとともに、この基金のこれまでの運用状況を累積額で申し上げますと、平成26年3月末現在で収入の部において償還金額が1億2,836万9,652円、一般会計繰り入れ金額が6,569万2,753円、寄附金が先ほども申しあげましたが1,652万5,000円、利子収入が125万1,082円の合計2億1,183万8,487円となっています。

次に、支出の部ですが、貸付金が総額で1億8,750万1,000円です。優秀な人材を輩出しているところであります。

また、平成26年4月1日現在の貸し付け状況ですが、貸し付け者が36名で総額5,683万円、償還済み額が1,986万7,000円であり、未償還額は3,696万3,000円となっていますが、奨学金利用者の意識も高いことから奨学金を滞納している方はおりません。

さて、質問にありました奨学金の免除制度の対象者範囲を広げるべきとの趣旨であります。これまでの基金の経過の中でも申しあげましたが、過去において商工業振興後継者奨学基金の併合を行い、集約化したことを踏まえ、商工業後継者への拡大、さらには最近従事者不足が取り沙汰されています医療、介護、福祉従事者の拡充などが考えられますが、いずれにしても鮫川村におけるさまざまな後継者、従事者を育成する観点から全庁的な取り組みにより制度の設計をすべきと考えておりますので、今後庁議等の中で内容の検討を進めてまいりたいと考えております。

対象者を広げるというお考えは、いましばらくお預けいただきたいと思っております。

次の質問ですが、基金にも限度があるため全額免除を考慮すべきというご意見であります。1番目の質問と関連して、奨学基金における農業従事者の全額免除のあり方についてありますが、ご承知のように本村の基幹産業は私は何と言っても農業であると思っております。この基幹産業の高齢化と後継者不足は深刻で、先の振興計画策定における行政区懇談会の中でも多くの意見が出されましたが、農業後継者の育成問題は単一的には方策はなく、さまざまな施策を網羅して成り立つものと考えております。この奨学基金における奨学金の全額免除も、その方策の一部を担っていると考えています。現在この制度に該当する方は1名

で、放牧型酪農、加工品生産などの経営計画を立てて就農しております。返還猶予の手続を経て10年間就業した時点で全額免除となるため、新規就業の方にも対応した制度であります。

ご指摘のように免除制度についても全額免除以外にも半額免除するなども考えられますが、農業後継者問題は根深いものがあると踏まえますと、今後とも全額免除を継続し、意欲ある後継者を1人でも多く育成するため、さらにこの制度を周知していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたく思います。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 今、村長から奨学金の免除等についてのお答え、それからその範囲についての答弁がございました。

私も一応奨学金、一応役員として村長から諮問されている一人でございます。審議会の中で去る6月、村長も承知のことと思いますが、委員の中から一応この農業者に限らず、対象者を商工業者にまで広げるべきではないかというような意見が数名からございました。その席上、村長もそれを考慮するというようなお考えでございましたが、ただいまの一応農業者に対しては全面免除、そのほかは考慮するというような答弁でございますが、先ほど2億1,000万円の収入、そして1億8,000万円の支出があるというようなことで、この基金制度には限られた金額であると感じておりますし、昭和63年に前村長にかわったときに一応改正はされまして、その間現在まで数名の寄附者でもってその基金が準備されておりますけれども、そういった限られた資金の中での調達は、今後難しくなるのではないかというふうに考えております。

それで、そのうち拡大を図るというような答弁でございますが、そんなには希望者も現在のところ1名ということで、新たな免除希望者は生まれにくいような状況にあるのかなというふうに考えております。それで、当然これは早急に考慮すべきではないかというふうに考えておりますが、それらについて村長、再度どういうふうな所信を持っておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 先ほどの質問の中でもお答えしましたように、私は鮫川村の農業はとても大事な基幹産業であります。この人たちの知識を高めるためにも、第1次産業が立派な産業として就農できる環境づくりのためにも、やはりこれからは大学を出ていった者が就農していただく、先見的な、そして新しい科学力を導入した農業が将来を担う若者たちにとつ

て、鮫川村にとっても必要な方策ではないかと思えます。そういった意味でもぜひ農家、農業を、就農する後継者に対してのこの全額免除はぜひ継続させていただきたく思いますので、再度お願い申し上げ、説明とかえさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 私が言っているのは、別に農業者の全面免除を廃止するじゃなくして、これは当然そのまま持続されてもよいかというふうに考えておりますが、ほかに村内には先ほど言ったように商工業者の後継者も生まれるはずでありますし、そのためにはいろいろ就学的な支援をいただきたいというような観点からも、農業者以外の者に枠をふやすべきではないかと、拡大すべきではないかというふうに、それについての答弁を求めているわけでございますので、その点の答えをお願いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 農業後継者以外の返還の免除ということではありますが、私は今とても第1次産業の農業が生産者割れしているような現況であります。畜産農家は一部元気のいい農家もおりますが、これも将来的にはTPP問題等で不安視されているのが現実であります。こういった中で、私、差別とかそういうことでなくて、鮫川の基幹産業を育てる意味で農業者ということで、あと、その他と言っては申しわけないですけども、商業あるいは工業の方あるいはサラリーマンの方、こういった皆さんには差し当たり自助努力で、奨学金は無利子でお貸ししますよと、返還の償還金も決して無理に強いているわけではなく、皆さんの都合で返還してもよろしいですよと、そういう中での奨学金制度を続けていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 奨学金制度の目的、これは昭和42年から始まって当然村でも有名な鈴木春栄先生の100万円を機に始まったところであります。それには教育の向上と人材の育成、そして健全な社会発展のためを目的として始まったことであります。

私も第1次産業に従事した、農業を営んできた1人です。現在は別な職業も持っておりますが、本村ではやはり第1次産業は重要視しなくちゃならない。それに伴って商工業も発展しておるような村の経済状況でございます。そういった中で、農業者が先ほど言ったように、免除希望者がたった1人の中でそれに対してこだわる、別に必要はないかというふうに考えておりますし、当然商工業者にも範囲を広げるべきだというふうに考えておりますが、村長は一貫して農業者以外はだめだというふうに、それにこだわるおつもりかどうか、

再度質問いたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、残念なことにこの奨学金を利用したの農業後継者が今1人しか誕生していないのが残念なことであります。もう少しこの制度を周知していただき、もちろん議員の皆さん方もそれぞれの地区に帰りまして、こういった制度のあることを周知し、この利用者がまず大勢生まれることを期待するところでもあります。

ただ先ほども申し上げましたように、とても生産性の低い産業でありますので、この辺は力を入れても、申しわけないが村民の理解は得られるのではないかと、全額免除ということではなく、支払い、この償還にはいろいろな返納の方法については、それ以外の方には相談に応じるという姿勢でこの制度は続けていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 現在はたった1人ではありますが、これらの対象者が農業、第1次産業者の中で後継者として名乗りを上げた場合、これは当然資金の調達に苦慮するというふうになるかと思っております。現在一般財源から持ち出ししておりますが、そうなった場合には当然この減額、免除範囲、これも考慮しなくちゃならないと思っておりますが、それらについてどう考えているのか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） これは始まった当時の事情と、今の事情と、これから10年後、20年後の事情は、その時代時代が解決してくれるものと信じておりますので、お答えさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 奨学金制度にはこれ以上論議しても限界がございますので、次の2点目の庁舎内掲額額画寄贈について質問いたしたいと思っております。

本村画家で長遠寺で画集に励み、日展にも入選した方の絵。まず、議員控室の入り口に掲額された絵についてでございますが、寄贈された方はどなたか。

次に、額装に要した費用がかかったと聞いていますが、その是非について。是とするならば、その費用と作業内容について尋ねる。

3つ目、依頼業者は、また、選考経過についてお聞かせ願いたい。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田武久議員の質問であります庁舎内掲額額面の寄贈についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず最初の質問の、寄贈された方についての質問であります。今回本村に寄贈された方は本村出身で現在京都市にお住まいの齋須由美子様であります。ご存じかと思いますが、この由美子様は赤坂中野字新宿生まれ、齋須寛一さんの妹なのであります。

ご質問の2つ目、額装に要した費用についてありますが、今回寄贈された日本画については皆さんご承知と思いますが絵の大きさが横に3メートル58です。縦に1メートル33。議員の控室の入り口に掲額している画であります。今後の保管の面と庁舎内に展示するために費用がかかっております。費用については全部で63万2,880円であります。

作業内容については、詳しく申しますと剥離部分の補修が5万円です。絵がちょっと、水分多い部屋にあったんです。それで一部剥がれて、剥離していたんです。その剥離を日本画の専門に頼むと何百万円という単位でかかるそうです。果たしてその、かけていいのかなという思いがありましたものですから、今回補修、押さえつける、アクリルで押さえつける補修ということで5万円でやらせていただきました。剥離部分の補修だけです、5万円です。

あと、全体的に3ミリのアクリルを入れる施工と、額の裏側の補強です。この裏側の補強のために18万8,000円です。あと、飾りつけの工事一式、台座をつけたり、つり具をつけたりする工事です。これが15万円です。この絵を、この方は水戸にお住まいの方、事業所は水戸にあるんです。水戸まで輸送し、また、持ってきたり、持ち運び、この輸送費と諸経費に19万8,000円です。合計が58万6,000円、これに消費税8%加えて、合わせて63万2,880円です。

剥離部分の補修に5万円、3ミリのアクリルを入れるのと額の裏の補強作業に18万8,000円、飾りつけの工事一式で15万円、輸送及び諸経費で19万8,000円、合わせまして58万6,000円、これに消費税8%を加えた金額で63万2,880円です。ということで、庁舎内に安全に展示するための費用なのであります。

また、ご質問の3つ目の依頼業者または選考経過についてであります。今回、齋須様から本村に寄贈された際にお世話になった方がおありまして、庁舎内の展示の方法についてご教示をお願いしました。その際、絵の状態を検討した結果、日本画の画家の方に状態を見ていただいてから検討したほうがよい旨のアドバイスを受けました。

その後、その方から紹介をいただきました業者の方に搬出から展示までをお願いしたとこ

ろであります。

以上がこの掲示した画の内容でありますので、ご理解をいただき、ご質問のお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） この額画の件についてであります。寄贈されたのは本村出身の方というようなことで、当然その額画一式を齋須さんから寄贈されたと。そして所有権が村の物になってから、その額装を依頼したということですね。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今の前田議員のお話のとおりであります。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） そうすると、それは京都にお住まいの方から、京都からその額画を輸送したということですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 画は棚倉町の旧、初音という料亭あったんです。この初音が取り壊しになるということで、棚倉にお住まいの方が「村長、あの2階に飾ってある画は鮫川出身の画なんだよ」と、こういったことで取り壊しになる際に、その画に興味のある方で、詳しい方で、これがその絵の行く先が心配になり、京都のほうに、京都のほうもお知り合いだったものですから、できれば鮫川に寄贈したいんだけど、鮫川村で引き取ってもらえるのかなという、そういう打診がありました。

そういったことで、鮫川村では喜んでお引き受けさせていただきます、こういったお答えをさせていただきます、今回のお仕事になりました。

以上です。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 私が聞いているのは、京都から輸送されたのかということを知っているんですが。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 棚倉に飾ってあったということでもあります。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） そうすると、その仲介に入った方というのはどなたですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 棚倉にお住まいの方です。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 棚倉の方とは聞いてましたけれども、棚倉のどなたですか。仲介に入った人。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 棚倉に、高野にお住まいの画商でなくて、あそこは画廊をやっているんです。藤田喜作さんといひまして、棚倉役場職員のOBの方です。今画廊を開いています。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） そうするとその、私も陰ながら聞いたんですけれども、その、画廊、藤田さんというのは元棚倉町の総務課長さんか何かやられていた方ですか。そうじゃないですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） あの、余り詳しくはわかりませんが、課長は経験していると思います。課長、何課長だったかわかりませんが、教育畑が主な方でありました。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） その方の仲介で、その水戸の画廊にわざわざ持って行って、これらの作業を依頼したということですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まずこの画を沢田に行ってもらってきました。庁内に展示しようとしたときに、画にいろいろな損傷部分が見られました。このままでは展示するには、やがてその絵が落ちてしまう、そういった心配もあり、この方に相談をしました。このまま飾っていいものか、修理できるならば修繕を施してはどうかというお願いであります。もちろんこの藤田さんという方も、このまま持ってきたんですけれども、これは藤田建設が無償で運んでくれました。ですが、この傷み方はこのままほうっておいては価値がなくなっちゃうから、せっかくの絵なんだから、ある程度補修はしたらいかがですかというご指示もいただきました。

以上です。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） そうすると、先ほど輸送費、これ水戸の輸送費なんですけれども、19万8,000円というのは今、ただいま藤田建設の方が無償で、鮫川に持ってきてくれたんで

すね。運搬はね。

[「そうです」と言う人あり]

○11番（前田武久君） そうすると、鮫川に一旦来てから今度は水戸の業者に依頼したと。

それは誰が依頼したんですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） この委託した、紹介していただいた方に、絵の専門家の人に、画商に絵を見てもらって、こういった補修の仕方、あと、計画の仕方を指導を受けたんです。そのときに日本画の専門家に委託すると200万、300万円という金額だけど、これを押さえるぐらいの手当てでも当初しのげるのではないかと、この絵の、今の、現存を維持することはできる。要するにアクリルの工法です。こういった方法ですとこういった金額になりますという見積もりを出していただきました。この見積もりを取るときの方が、水戸の、この絵をお願いした森田工芸という、こういった専門家の方の知恵を借りて見積もりをしていただいた。こういったことで、この方をお願いするような形になったということです。この運賃は鮫川から水戸まで、水戸から鮫川までの輸送費です。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 今、復元とか修復されたような意味合いのことを述べられたんですが、私は余り絵画には専門家ではないし、わかりませんが、アクリル板で確かに切れ目、剥がれ目、そういうものは押さえてありますけれども、修復本当にされたんですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） ごらんとおりであります。あれがアクリル画で押さえる、一番安上がりな修復の仕方です。あれをしないと絵が落ちてしまうような状態でありました。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 先ほど作業内容については金額等もお示しいただいたんですけれども、後ろの掲額される部分のシテですか、金具、それとアクリル板、それと、額はそのままでしょう。額はそのまま、ちょっと絵画に詳しい業者等が、これは誰が見積もっても15万円程度の経費しかかからないはずだというような指摘が私のほうにありました。それで、これはちょっと疑義を生ずるような問題ではないかというようなことを、私に直接電話と手紙で申し入れがありましたので、これを村長にただしたいと考えたわけです。

当然五、六十万円のお金を村長決済でできるはずであります、村長1人でやったわけではないと思います。総務課長、職員もある程度それらの内容等は知っているかと思いますが、

石川にもそういう画廊、絵画に詳しい、創業40年もやっているトウザン先生の絵画の修復なんかもされており、絵画もございますが、どんなことをしたって50万円なんかかかるはずはないというような、当然森田さん、水戸の業者、先ほど村長、森田画廊だというふうにおっしゃいましたが、そこに出向いて、実際見積書を見たら55万くらいの見積書だったのかな。それに対して、やはりこんなに、と言ったら実際森田さんも実は驚いたと、即決で、じゃ、やってくれというような返事が来たんだと。それで引き受けたというようなことを話された。

これはちょっと、この絵画に対しては政治的な利用をされることもかなりあるんです、過去の例からすると。幾ら50万、少額かと思われませんが、当然、これは我々の税金です、村民の税金。それだけの修復の値打ち、あるものならば当然誰も認めますけれども、それ専門家に見せてもそんなお金がかかるはずがないというような内容でもって、あんたも議員やっているんじゃないかと、そのくらいのことは村長にどういう内容か聞いてくれというようなご指摘もいただきました。当然村長も会っておられるはずですよ、その方に。それは、村長はどういう考えでおられるか、それはわからないけれども、その辺は即決で返事されたということは、十分それを検討されて支出されたのか。それとのお金は実際払ったんですか、払わないんですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、そういった誹謗中傷は私のところにも来ております。私は余り絵には興味もありませんし、知識もありません。ですが、友人がこの方法が一番安くて、これ50万円ならとても安いですよという、そういった指導を受けましたというか、そういった話でありましたので、快く忙しい中来てくれた友人にも気を遣って課長に指示をしたということであります。この方は、東京鮫川会、今、前田議員に恐らくそういった忠言をなされたのは東京鮫川会のメンバーであります。

こういった絵を見ないで、そういった森田さんとお話はしたそうですが、私のところに電話が来たり、手紙を来たり、税金の無駄遣いと言っていますが、とんでもないお話だと私は思います。とても安く、立派な絵が、特に鈴木春栄先生の、今遺族の方も鮫川におられます。この方々も喜んで、絵の修復を喜んでくれたり、鮫川に掲示してくれたことに感謝の言葉ももらいました。今ほど奨学金制度でもありましたように、奨学基金を創設した、100万円を寄付してくださった鈴木春栄画伯の絵だからこそ、こういった、皆さんに掲額をして、庁舎内に掲額をして、掲示をさせていただいた、こういった思いをどうぞ理解をしていただきました。

いと思います。

こういった議場で議論するような話でないと思いますが、議員の資質も問われるのではないかと私は思いますよ。

あと、細かくは総務課長よりいたさせます。

○議長（前田三郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 哲君） ただいまの前田議員のご質問のお答えでございますが、先ほど答弁にもありましたように、本業務につきましてはアドバイスをいただいた方からのご紹介いただいた業者さんということで、他の業者の見積もりを取るということは、その人に対しても大変信頼関係を損ねるということもありまして、その業者にお願いすることに判断しました。財務規則上も、見積もり徴収ということであるべく2業者以上ということになっておりますが、例外規定でその契約の内容、または性質上見積もり徴収することが適当でないものと認められる場合には、その見積もりを1社でも構わないという規定もございまして、そのような判断に至ったわけでございます。

その絵の価値につきましては、ここで絵の価値についてどうのこうのということを討論されるのは甚だ、されないほうがいいと思います。寄贈された方に対しても失礼ですし、その絵を描かれた方に対しても失礼であると思います。

以上です。

○議長（前田三郎君） 11番。

○11番（前田武久君） 私は絵については、絵の価値とかなんか一言も言っていませんよ、総務課長。ただ、掲額に要した費用についてを問いただしているだけです。誤った答弁をしないでください。

何ですか、絵の価値をどうのこうのって、そんなこと私一言も言っていませんよ。

○議長（前田三郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 哲君） その内容については今申し上げたとおりでございます。

それと、先ほどの修復の関係でございますが、専門家の画廊の方もそうですし、その画廊の方から紹介いただいた日本画の画家の方もございます。その方のお世話になったという形もありまして、そこまで値段で、価格で競争するような形というのは、甚だ適当でないというふうに検討したわけでございます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 先ほど質問した中で、金額の支払いは済んでいるのかどうかという

ことに対して答弁漏れしてあるんですが、それについて。

○議長（前田三郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 哲君） 支払いは済んでおります。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） その日付はいつですか。

○議長（前田三郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 哲君） 期日については確認してからお答えしたいと思いますんですが、検査をしましたのは8月26日ということで検査をいたしまして、納期が25日でございましたので、その内容で支出をしたわけでございます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） せっかく掲額された絵ですから、議場の、議員の控室の入り口はかなり暗いんです。せっかくの絵をああいいう暗い場所で掲額、また、村民の方々もせっかく庁舎に入ってきて、それなりの価値ある絵を見学するにおいても見づらい場所であるし、もう少しこう、掲額場所、これは吟味すべきだと思うんです。我々議員に配慮して、議員の控室に掲額されているんだと思うんですけれども、入り口に掲額されたと思うんですけれども、もう少し、私も庁舎内ずっと見てきたんですけれども、正庁の前の控室、あの椅子のある前あたりの壁なんかにも掲額できるんじゃないかというふうに思っているわけです。そういったことから、いつでも掲額には画台の設置について費用がかかるとは思います、それはやむを得ないと思いますので、もう少し村民の見やすい場所、そういうところに掲額すべきであると思います。

それと、村民にそのような貴重な絵が掲額されたということも、ある程度周知されるべきだと思うんですが、その点について村長。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、掲額場所ではありますが、1つは今言ったことに、議員に敬意を表して毎日入り口に飾らせていただいたことも事実であります。

もう1つは、暗いそうですが、あれは電気つけると明るくなります。どうぞ電気をつけて、蛍光灯ついてますから、皆さん、電気をつけてからお入りになるなり、見るなりしていただければと思います。あそこの場所が一番いいと思っているので、あそこに掲額をさせていただきましたのでご理解いただきたいと思います。

あと、村民への広報については、村の来月号に大きく掲載させていただきます。もちろん

かかった費用まで、こういった物議を醸し出したものですから、ご理解いただくためにも費用まで公表させていただきます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 今後もう少し執行部側でもある程度透明性のある、そういう事業を展開していただきたいというふうに申し述べて、私の一般質問を終わりたいと思います。
以上です。

○議長（前田三郎君） これで一般質問を終わります。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（前田三郎君） 日程第4、報告第4号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

[議会事務局長朗読]

○議長（前田三郎君） 本件について報告を求めます。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） それでは、報告第4号についてご説明を申し上げます。

報告第4号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてのご説明を申し上げます。

議案書の1ページをごらんください。

この報告は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものであります。

本村の財政指標はいずれも健全化基準を下回っていることを報告するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田三郎君） ここで、平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率について審査意見書が監査委員から提出されておりますので、審査の結果について報告をお願いします。

代表監査委員、齋藤實君。

[代表監査委員 齋藤 實君 登壇]

○代表監査委員（齋藤 實君） 議案書の2ページと3ページでございます。

まず、平成25年度の決算についての財政健全化審査意見書であります。

審査の概要につきましては、村長から提出されました健全化判断比率及びその算定の基礎となります記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼としたものであります。

審査の結果であります。

まず、1つ目には総合意見であります。審査に付されました、この下の図のとおりであります。この内容は健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。

2つ目でございます。これはこの表の中の区分のことを説明しております。表の1、2、4番につきましては赤字額、それから算定額が記載されておられません。これは良好な状態を示しているということでありまして、

③の実質公債費率でございますが、これは6.7%となっており、早期健全化の基準の25%と比較するとこれを下回っておりまして、良好な状態を示しているということでありまして、

是正改善を要する事項としましては、特に指摘すべき事項はありませんでした。

次に、3ページのほうになります。25年度の資金不足比率審査意見書であります。

審査の概要につきましては、前と同じ、村長から提出されました資金不足比率算定の基礎となる事項を記載した書面が適正に作成されているかどうかを主眼としたものであります。

対象となります特別会計は簡易水道特別会計と、それから集落排水事業の会計であります。

これの審査の結果であります。総合意見といたしましては、審査に付されました公営企業における実質収支の状況で、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に策定されているものと認められます。

次に、(2)のほうにまいります。これは個別のそれぞれの意見でございますが、上記の特別会計はいずれも資金不足は生じていないということになっておりますので、良好の状態を示しているということになります。

是正改善を要する事項としましては、特に指摘すべき事項はありませんでした。

なお、財政健全化及び資金不足比率とも、県のヒアリングも行われたということでありまして、申し添えておきます。

以上、報告いたします。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第4号の報告を終わります。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、採決

○議長（前田三郎君） 日程第5、議案第53号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第53号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第53号 専決処分の承認を求めることについての、鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、本年の6月に国民健康保険税を賦課するに当たり、医療給付費、後期高齢者支援分、介護納付金分の低所得世帯に対する軽減措置として、世帯の所得に応じて世帯ごとの均等割額と被保険者1人当たりの平等割額について7割減額の措置、5割減額の措置、2割減額の措置を行うため関係条文の改正を専決処分したものであります。本議会において承認くださるようお願いするものであります。

以上、議案第53号の提案理由の説明をさせていただきます。原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

専決処分の議案でありますので、討論を省略いたします。

これから議案第53号 専決処分の承認を求めることについてを簡易採決により採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第54号～議案第62号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第6、議案第54号 平成25年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第14、議案第62号 平成25年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの9議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは議案第54号から議案第62号までの9議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

決算の事業費内訳等につきましては、別冊平成25年度一般会計特別会計歳入歳出決算書並びに主要施策の成果及び予算執行の実績をごらんいただきたいと思います。

初めに、議案第54号 平成25年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

決算書をお開きください。決算書の4ページです。

平成25年度の歳入歳出決算額ですが、歳入総額が39億8,442万5,962円、歳出の総額が37億8,299万2,363円であり、歳入歳出差引残額が2億144万3,599円となっております。このうち繰越明許費が1億3,458万8,000円で、単年度収支額は6,684万5,599円の黒字となりました。

決算書の5ページです。

歳入の主なものをご説明申し上げます。

1款村税2億7,947万8,520円は、前年度比で550万9,607円の増となっております。個人村民税の増収が主な要因であります。

2款地方譲与税4,117万1,000円は、前年度と比較しますと4.2%の減収となっております。

7ページをお開きください。

7 ページ、9 款地方交付税17億1,620万2,000円は、前年度と比較いたしますと1,007万2,000円の減となっております。これは震災復興特別交付税において算定に用いる経費が減少したことによるものです。

11款分担金及び負担金383万8,695円は、前年度比1,052万6,093円の減となっております。これは携帯電話等エリア整備事業に伴う事業者分担金や農地等災害復旧事業、受益者分担金等の減が主な要因であります。

9 ページをお開きください。

13款です。国庫支出金であります。2 億4,746万9,090円は前年度比1 億7,392万6,200円の減となっております。これは消防費国庫補助金のうち防災行政デジタル無線整備事業にかかわる消防防災設備災害復旧費補助金や公営住宅整備事業にかかわる社会資本整備総合交付金などの減によるものであります。

11ページをごらんください。

14款県支出金4 億2,058万4,175円は、前年度比3 億2,623万322円の減となっております。これは県南・会津・南会津地域給付金の事業交付金や携帯電話等エリア整備事業、バイオマス利活用整備交付金事業費補助金などの減によるものであります。地方ではやらなかったということだよ。

15ページをごらんください。

17款繰入金は5 億9,573万4,317円であります。前年度と比較いたしますと、5 億4,418万8,160円の増であります。この要因は平成25年度において新たに公有施設整備基金を造成し、3 億円を財政調整基金から積みかえを行ったほかに、26年2月の豪雪によりパイプハウス等の被害に対する農業者等災害対策補助事業費へ国・県の助成金が確定しないため、一時的な財源として6,800万円を財政調整基金から、さらに東日本大震災復興支援基金充当事業に1 億736万6,000円を充てたことなどによるものであります。

17ページをごらんください。

19款です。19款の諸収入は2 億6,112万3,538円ありますが、前年度と比較いたしますと1 億9,253万3,737円の増であります。これは地上アナログテレビ放送の地上デジタル化に伴いデジタルテレビ放送の難視聴解消を目的とする国の新たな難視対策事業費助成金の収入によるものであります。

19ページをごらんください。

20款です。20款村債です。1 億8,480万円は、緊急防災減災事業債で充当した防災行政デ

デジタル無線整備事業や辺地対策事業債で充当した村道遠ヶ竜・戸草線改良工事が完了したことにより、発行額が前年度と比較して3億7,270万円減額となっています。

続きまして、歳出決算額を説明いたします。

23ページです。

2款総務費の1項総務管理費、5目財産管理費、25節積立金の5億8,024万5,259円ですが、これは財政調整基金に1億2,500万円余り、教育施設整備基金減災基金にそれぞれ3,000万円余り、新たに今後の公共施設の維持補修のために新たに造成した公有施設整備基金に3億5,100万円余りを積み立てたものであります。

24ページです。

6目企画費、19節負担金、補助金及び交付金のコミュニティ助成事業1,480万円は岩野草コミュニティセンター建設事業費の助成金で、自立総合センター助成金1,430万円に村の補助金50万円を合わせて交付したものであります。

同じく辺地共聴施設整備事業補助金1億9,248万4,000円は平成24年度繰り越し事業として青生野渡瀬テレビ共同受信施設組合と大根屋敷小名沢テレビ共同受信施設組合、さらに唐露のテレビ共同受信施設組合が平成25年度、国の採択を受けて実施した難視対策事業に対する国・村の補助金であります。

29ページをごらんください。

3款民生費です。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、19節負担金、補助金及び交付金の村社会福祉協議会活動費補助金は2,210万円の支出であります。同じく28節繰出金4,787万4,535円は国民健康保険特別会計事業勘定への繰出金であります。

30ページです。

3目後期高齢者医療事務費、19節負担金、補助金及び交付金5,305万6,651円は福島県後期高齢者医療広域連合への負担金であります。その下の4目介護保険事務費、28節繰出金7,983万円は介護保険特別会計の繰出金であります。

31ページです。31ページ5目です。

5目障害福祉費、20節扶助費8,538万3,701円のうち重度心身障害者医療費には792万7,621円、障害者自立支援給付費には7,484万2,996円を支出しております。

35ページをごらん願います。

4款の衛生費です。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、13節委託料のうち住民総合健診業務は1,263万2,852円となっております。25年度の実診率は関係者の努力に

より、目標を超える69.1%を達成することができました。

36ページです。

4目環境衛生費、13節委託料のうち5,667万3,750円は、住宅除染線量測定業務に要した費用で、同じく19節負担金、補助金及び交付金のうち6,236万3,000円は、東白衛生組合と東白斎苑の運営に対する負担金であります。同目の28節繰出金7,430万9,000円は、簡易水道事業特別会計と集落排水事業特別会計への繰出金であります。

37ページをごらんください。

6目保健センター費です。15節工事請負費2,606万7,300円は防災拠点施設整備事業で、保健センターに太陽光発電システムを設置したものであります。

39ページをお願いします。

6款です。農林水産業費の1項農業費、3目農業振興費の13節委託料のうち、農用地除染対策事業に4,601万7,300円。米の放射性物質全量全袋検査業務に986万4,115円を支出しております。

40ページをごらんください。

同19節負担金、補助金及び交付金のうち、中山間地域等直接支払交付金は1億534万7,462円であります。同じく21節貸付金900万円は、農産物加工直売所運営資金に貸付金であります。

43ページをお願いします。

2項林業費、1目林業総務費の25節積立金1,040万5,078円は、舘山公園整備推進事業基金積立金であります。

次、44ページをお開きください。

7款1項商工費です。1目商工業振興費の19節負担金、補助金及び交付金のうち、商工会が経済産業省の助成を受けて実施した買い物弱者支援事業に対する村補助金として店舗開設事業に1,051万4,000円、移動販売車等整備事業に80万5,000円、店舗の運営事業費に220万円を交付したものであります。

46ページをごらん願います。

4目鹿角平観光牧場費、13節委託料のうち林野買い受け測量630万円、右、一番上です。17節公有財産購入費、クロスカントリーコース土地購入費が450万4,500円。22節補償補填及び賠償金、次にクロスカントリーコース立ち木購入費、これが179万5,500円は鹿角平クロスカントリーコースの下側の国有林を一部買い受け、林間のクロスカントリーコースを整備す

るためのものであります。これ立ち木が買われてたんだね。

47ページをお開きください。

8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路新設改良費、15節工事請負費のうち村道鮫川中学校線舗装工事1,554万円、村道遠ヶ竜・戸草線改良工事2,483万5,250円は、村道の改良工事を施工したものであります。

48ページをごらん願います。

3項です。3項住宅費、2目住宅建設費、15節工事請負費、定住促進住宅建設工事3,699万6,100円は、伏木田住宅建設工事木造2階建て2棟4戸の建築工事費であります。

49ページをごらん願います。

9款消防費です。1項消防費、2目消防施設費の15節工事請負費のうち空中消火活動運動広場整備工事2,739万5,550円、資機材保管等施設新築工事費1,840万200円は、村民運動場を林野火災活動拠点とするため運動場の暗渠排水芝生化、有蓋防火水槽の設置、資機材等保管施設を建築したものであります。同じく19節負担金、補助金及び交付金のうち、常備消防の負担金は6,845万4,000円であります。

次に50ページです。

3目水防費、15節工事請負費、全国瞬時警報システム総合自動起動装置整備工事1,669万5,000円は、全国瞬時警報システムJ-A-L-E-R-Tの情報を多様化し、複数の伝達手段により情報を発信するためのものであります。

51ページをごらんください。

10款教育費です。1項教育総務費、2目事務局費、28節繰出金の奨学金貸与原資増額のための繰出金2,022万円は、奨学金の原資を増額し、基金運用の安定化を図ったものであります。

56ページです。

56ページの5項、社会教育費、1目社会教育総務費、15節工事請負費の赤坂中野駐車場舗装工事709万9,050円は、赤坂中野の駐車場としてトレーニングセンターの駐車場の舗装改修とネットフェンスの新設を行い、整備したものであります。

57ページです。

同2目公民館、15節工事請負費1,161万9,017円は、公民館のエアコン設置工事、外壁の塗装工事、洗面機能改修工事をあわせて行ったものであります。

59ページ、6項保健体育費、2目体育施設費、15節です。工事請負費の西山村民体育館耐

震補強工事2,898万円は、24年度繰り越し分の工事費であります。

11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目現年度土木施設災害復旧費、15節工事請負費1,349万9,850円は、平成25年9月の台風18号による災害復旧事業の5カ所分の工事費であります。

60ページをごらんください。

同2目過年度土木施設災害復旧費、15節工事請負費のうち5,861万4,150円は、24年度凍上災6カ所分の復旧工事費です。同じく下の欄の公共土木施設災害復旧工事、これ繰越事業分です。1,507万350円は23年債の地震災と台風災2カ所分の復旧工事費であります。

次、66ページをごらんください。

基金に関する調書です。基金に関する調書、(1)財政調整基金は繰り出し分として公有施設整備基金の造成に3億円のほか、3事業に合わせて1億3,901万2,000円の合計4億3,901万2,000円を繰り出し処分しましたが、積立金として平成24年度一般会計の剰余金及び財産収入など1億2,527万8,663円を積み立てましたので、決算年度末現在高が6億6,509万1,212円となったものであります。

(2)の教育施設整備基金は繰り出し処分として鮫小、青生野小の施設改修等に1,084万円を繰り出し処分しましたが、特別積立金として3,000万円を積み立てましたので、決算年度末現在高では1,142万857円となっております。

ふるさとづくり基金、5番です。ふるさとづくり基金は新たな寄附金を積立金といたしまして、決算年度末現在高で2,748万9,443円となっております。

67ページです。

(9)福祉基金においては福祉対策事業として870万8,000円を繰り出しましたが、特別積立金2,000万円を積み立ていたしましたので、決算年度末現在では1億3,475万8,978円となっております。

68ページ、(15)です。原子力災害放射能対策粗飼料安定供給基金は、決算年度末現在高で9,996万3,768円となっております。ただいま現在では1億円を超えました。もとに戻りました。

(16)東日本大震災復興基金においては、福島県復興支援交付金分として達者ないきいきプロジェクトほか6事業に1億736万6,000円を拠出しました。また、ブランドイメージ回復支援交付金は、農産物販売強化事業ほか11事業に2,070万円を繰り出してあります。積立金は特別積立金として地域の元気臨時交付金など2,273万8,201円など積み立てましたので、決

算年度末現在高は1億4,047万1,672円となっております。

次に、特別会計に入ります。

議案第55号です。平成25年度鮫川村国民健康保険特別会歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

初めに、決算書の71から73ページをお開きください。

歳入総額です。4億9,448万9,178円。

次、ページめくってください。

歳出総額です。4億5,124万9,721円で、差引残高は4,323万9,457円となっております。

歳入の主なものですが、74ページからです。

国民健康保険税の収入済額8,448万9,800円は、前年度と比較しますと109万8,200円の減であります。これは被保険者数の減少などが主な要因であります。

75ページをごらんください。

5款県支出県、2項補助金、1目1節の財政調整交付金3,883万1,871円のうち800万円は国保税完納による交付金であります。

76ページ、8款繰入金です。1項他会計繰入金の1目1節一般会計繰入金が3,937万9,373円、2節保険基盤安定繰入金は1,077万6,479円となっております。

歳出です。79ページです。

79ページ、歳出、2款保険給付費です。総額2億6,788万4,407円は、前年度比3,959万2,233円の減で、12.8%の減少となっております。

次に、すいません、85ページをお開きください。85ページ。

財産に関する調書をごらんください。

2番の基金の(1)保険給付費支払準備基金ですが、平成25年度において保険税減免分、財源補填として3,411万8,000円を取り崩しましたが、前年度決算剰余金294万1,571円を積み戻しましたので、決算年度末現在高では1,665万5,829円となっております。

続いて直診勘定です。87ページ、88ページをお開きください。

歳入の決算総額が7,242万7,217円。歳出の決算額が6,284万1,603円で、歳入歳出差引残高が958万5,614円となっております。

歳入です。

89ページ、1款診療収入は4,311万9,528円です。前年度比較で15.6%の減収となっております。

歳出です。91ページをごらんください。

1 款総務費は3,490万7,938円。

92ページの2 款医業費は、2,184万7,041円となっております。

次に、議案第56号です。簡易水道特別会計です。

97ページ、98ページをごらんください。

簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書であります。

歳入総額が1億2,740万2,246円、歳出総額が1億2,442万6,668円で、歳入歳出差引残高は301万5,578円となっております。

歳入の主なものですが、99ページです。

2 款使用料及び手数料は2,351万5,142円。

4 款の繰入金の一般会計繰入金は、5,376万5,000円となっております。

歳出です。102ページをごらんください。

2 款施設費、2 項施設整備費、1 目水道未普及地域解消事業費、15 節工事請負費4,114万1,100円は茅地区送水管布設工事と、茅地区給水施設整備舗装工事であります。

次に、107ページ、108ページです。

議案第57号 平成25年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。107ページ、108ページをごらんください。

歳入が1,024万1,607円、歳出総額が887万551円で、歳入歳出差引額が137万1,056円となっております。

歳入です。109ページです。

1 款使用料及び手数料の運行収入は655万4,090円。

3 款繰入金の一般会計繰入金は290万円となっております。

次のページ、110ページ歳出です。

1 款総務費、1 項1 目村営バス事業費は736万9,551円です。2 目財産管理費、25 節積立金150万1,000円は村営バス財政調整基金に積み立てたものであります。これにより年度末の基金残高が、112ページにありますように957万4,806円となりました。

次に、議案第58号です。鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出です。113ページ、114ページをお開きください。

歳入総額が3,109万8,151円、歳出総額が3,074万5,728円、歳入歳出差引額が35万2,423円であります。

次のページ、115ページです。歳入です。

2 款使用料及び手数料は929万8,750円。

3 款の一般会計繰入金は2,054万4,000円となっております。

116ページです。歳出です。

1 款施設費は841万8,738円。

2 款公債費は2,232万6,990円となっております。

次に、121ページ、122ページ。

議案第59号 平成25年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定です。

歳入総額が4億3,446万6,027円、歳出総額が4億1,930万5,764円、歳入歳出差引額が1,516万263円となっております。

歳入です。123ページです。

1 款保険料は5,797万7,400円で前年度と比較いたしますと110万6,200円、1.9%の増となっております。

3 款国庫支出金は1億1,722万4,780円。

4 款支払基金交付金は1億1,286万円となっております。

歳出です。128ページをごらんください。

2 款保険給付費の総額は3億8,673万4,606円で、前年度と比較いたしますと956万3,321円、2.5%の増となっております。

次に、135ページ、136ページをお開きください。

議案第60号です。平成25年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定をご説明申し上げます。

歳入総額が1,630万4,096円、歳出総額が1,443万5,661円で、歳入歳出差引残高が186万8,435円となっております。

137ページの歳入です。

1 款使用料及び手数料は659万5,675円です。

2 款繰入金の一般会計繰入金は672万円となっております。

138ページ、歳出です。

1 款総務費、1 項施設管理費は1,443万5,661円となっております。

次に、議案第61号です。141ページ、142ページをお開きください。

議案第61号 平成25年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてご説

明を申し上げます。

歳入総額が1億1,795万7,413円、歳出総額が1億1,587万5,118円、歳入歳出差引残高が208万2,295円となっております。

143ページ、歳入です。

1款分担金及び負担金ですが、古殿町からは7,019万3,777円を負担していただいております。

本村の運営費負担に相当する2款繰入金の一般会計繰入金が2,834万722円、及び4款諸収入、1項納付金、1目給食費納付金が1,621万3,397円、合わせまして4,455万4,119円となっております。古殿町が62%、鮫川村が38%の負担割合となっております。

次に、149ページ、150ページです。

議案第62号 平成25年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定をご説明申し上げます。

歳入総額が3,442万9,934円、歳出総額が3,438万2,172円で、差引4万7,762円となっております。

151ページです。歳入です。

1款後期高齢者医療保険料は1,978万9,000円。

2款繰入金の一般会計繰入金は1,445万6,658円となっております。

152ページです。歳出です。

2款後期高齢者医療広域連合給付金は3,323万4,000円となっております。前年度と比較いたしますと44万9,679円の増となっております。

平成25年度の一般会計歳入総額が39億8,442万5,962円、特別会計歳入総額が13億3,885万5,869円で、一般会計と特別会計合わせますと53億2,328万1,831円で、前年度と比較いたしますと3億891万8,528円、率にして5.4%の減となっております。

歳出総額は、一般会計が37億8,299万2,363円、特別会計が12億6,213万2,986円となっており、一般会計と特別会計合わせた歳出合計額が50億4,512万5,349円で、前年度と比較いたしますと4億503万9,238円、率にして7.4%の減となりました。

一般会計の決算額の減少は豊かな土づくりセンターの関連事業、ふるさと林道緊急整備事業負担金、林道改良工事、防災デジタル無線事業、農林水産業費の災害復旧事業などの終了によるものであります。

以上で議案第54号から議案第62号までについての9議案についての提案理由の説明とさせ

ていただきました。詳細につきましては、歳入歳出決算書並びに主要施策の成果及び予算執行の実績をごらんいただきたいと思います。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎監査報告

○議長（前田三郎君）　ここで、平成25年度鮫川村一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算について、決算審査意見書が監査委員から提出されておりますので、審査の結果について報告をお願いします。

代表監査委員、齋藤實君。

〔代表監査委員 齋藤 實君 登壇〕

○代表監査委員（齋藤 實君）　議案書の7ページから10ページに至っておりますので、説明を申し上げます。

平成25年度の鮫川村一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書であります。これの意見です。詳細につきましては今申し上げましたページのとおりであります。要点をご説明申し上げます。

審査の実施根拠としましては、地方自治法223条第2項の規定による決算審査であります。

次に、審査の概要であります。審査の対象としまして平成25年度一般会計歳入歳出決算ほか8特別会計と基金の運用状況であります。

2番目であります。審査の期間であります。8月の末から9月上旬に3日間にわたって行いました。

審査の手続きでは、決算審査に当たりましては、村長から提出されました各会計歳入歳出決算書及び歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに各種基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調製されているか、また、財政運営及び財産管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどにつきまして関係諸帳簿及び証拠書類を点検、照合するとともに関係各課の説明を聴取し、あわせて例月出納検査及び定期監査の結果を踏まえて審査手続を実施したものであります。

第3の決算の概要であります。各会計の総括では今、村長からご説明ありましたとおり、25年度歳入歳出決算の総額につきましては一般会計と各特別会計8会計ありますが、これを合算しますと歳入の総額が53億2,328万1,831円、歳出総額が50億4,512万5,349円、歳入歳出差引額は2億7,815万6,482円であります。

このうち、(2)であります。一般会計につきましては歳入歳出決算額は歳入総額39億8,442万5,962円、歳出総額で37億8,299万2,363円、歳入歳出差引額は2億143万3,599円となり、翌年度に繰り越すべき財源額につきましては、繰越明許費とそれから事故繰越額になりますのでそれを差し引いた6,685万5,599円が26年度への繰越額となるものであります。

次、8ページですが、まあ、このような厳しい財政状況の中で自立の村づくりに向けて適正な財政運営の効率化を図り、実質収支額が黒字決算となったことに対し敬意を表するところであります。

次の収入の状況と歳出においての状況ですが、これはここに記載されたとおりでありますので、省略いたしたいと思えます。

3の国民健康保険特別会計、この下のほうにあります。ここから9ページの特別会計及び基金の会計につきましてはここに詳細に記載のとおりでありますので省略させていただきます。

10ページでございますが、第4の審査の結果であります。

審査に付されました一般会計及び特別会計の歳入歳出決算及び歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、その結果は誤りのないものと認めました。

また、各種の基金運用の状況を示す書類の計数につきましても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りがないものと認めました。

全会計総括的には、黒字で翌年へ引き継いだことは喜ばしいことであり、今後も引き続き効果的な財政運営に徹し、住民福祉向上のため各種事業の推進に努められたい。

以上によりまして、平成25年度の鮫川村一般会計及び各種特別会計の決算は正当と認めるものであります。

以上、説明申し上げます。

○議長（前田三郎君） 以上で代表監査委員の報告は終わりました。

ここで、10分間休憩します。

(午後 3時31分)

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時42分)

○議長（前田三郎君） 次に入る前に、11番、前田武久君に対しての答弁を総務課長からさせていただきます。

総務課長。

○総務課長（石井 哲君） 先ほど前田議員のご質問の際にお答えできなかった部分の支出年月日でございますが、平成26年の9月5日でございます。

◎議案第63号～議案第71号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第15、議案第63号 平成26年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）から日程第23、議案第71号 平成26年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの9議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第63号から議案第71号までの9議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第63号 平成26年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

議案書19ページから23ページです。歳入歳出補正予算事項別明細書のほうで説明をいたします。

明細書の1ページをごらん願います。

補正前の予算額が32億4,234万6,000円に対しまして、今回3億4,719万1,000円を増額し、補正後の予算総額を35億8,953万7,000円とするものであります。

歳入です。事項別明細書2ページをごらんください。主なものをご説明申し上げます。

9款地方交付税の震災復興特別交付税8,519万9,000円増額は9月の決定分、教育施設空調設備設置工事とふくしま森林再生事業、廃棄物処理施設改良事業に充当するための増額分であります。

3ページをごらんください。

14款県支出金、2項県補助金、1項総務費県補助金、1節総務管理補助金の携帯電話エリア整備事業費の4,205万3,000円の増額は折戸、藪地区に携帯電話の移動通信用鉄塔施設を建設するための補助金です。

同じく2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金の保育施設等環境改善事業407万7,000円は保育園の空調設備の整備にかかわる県の補助金です。

同じく5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の被災農業者向け経営体育成支援事業6,188万2,000円の増額は、平成26年2月豪雪によるパイプハウス等の被災農業者に対する補助金であります。

同じく8目教育費県補助金、1節教育費補助金の公立学校等校舎内緊急環境改善事業費1,827万9,000円の増額は、小・中学校の空調設備の整備にかかわる補助金で、補助率は補助対象経費の3分の1となっております。

4ページをごらん願います。

17款繰入金、1項特別会計繰入金、2目1節の介護保険特別会計繰入金128万2,000円の増額は、平成25年度介護給付費、村の負担金の精算による一般会計への繰入金であります。

同じく繰入金の2項基金繰入金、1節財政調整基金繰入金の除雪対策事業費2,200万円の増額は、除雪対策事業に充当するため基金から繰り入れるものであります。

同じく4目1節教育施設整備繰入金2,710万円は、小・中学校の空調設備設置工事に充当するため同基金から繰り入れるものであります。

同じく6目2節の東日本大震災復興基金繰入金280万円の増額は農産物販売強化事業費に充当するため、ブランド・イメージ回復交付金を繰り入れするものであります。

5ページをごらんください。

同じく7目1節公有施設設備基金繰入金1,790万円の増額は、西山体育館のトイレ建築事業費に790万円、農業者トレーニングセンタープール改修工事費に1,000万円を充当するため基金から繰り入れするものであります。

同じく8目1節館山公園整備事業基金繰入金150万円は、館山公園の整備推進事業費に充当するため同基金から繰り入れするものであります。

18款繰越金の前年度繰越金4,684万5,000円の増額ですが、平成25年度の決算剰余金で補正後の額は6,684万5,000円となります。

20款1項村債ですが、議案書23ページ、地方債補正表をあわせてごらんください。

1目1節の辺地対策事業債は消防車庫改築事業に600万円を充当する計画でしたが、辺地

債配分額超過により減額、辺地債を借りられなかったということです。辺地債配分額超過により減額するものであります。

同じく 2 目 1 節過疎対策事業債1,350万円の減額は、村道鮫川中学校線、壇ノ岡線舗装改修事業債で過疎債第 1 配分の配分額を超えたことによる減額で130万円、同じく医師住宅整備事業債で第 1 要望額が確定したことによる1,220万円の減額であります。

同じく 3 目 1 節の臨時財政対策債710万円の増額は、発行可能額の決定によるものであります。

6 ページをごらん願います。歳出です。

2 款総務費、1 項総務管理費、5 目財産管理費、25 節積立金の財政調整基金3,342万3,000 円の増額は、法の定めにより前年度繰越金の 2 分の 1 の額を財政調整基金に積み立てるものであります。6,600万円の繰越金があったものですから、その半分を財調に積み立てるということであります。

6 目企画費、13 節委託料1,235万4,000円は、折戸、藪地区に移動通信鉄塔施設を整備するための設計監理業務、用地測量業務の委託料です。同じく15 節工事請負費5,015万1,000円は、折戸、藪地区に移動通信用鉄塔施設を建設するためのものであります。

7 ページをごらんください。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費、19 節負担金、補助金及び交付金66万3,000円の増額は、社会保障番号制度にかかわる地方公共団体の中間サーバープラットフォーム利用のためのこれは負担金であります。番号制のパソコンの負担金です。

8 ページをお開きください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、5 目障害者福祉費、23 節償還金利子及び割引料108万9,000 円の増額は、平成25年度障害者自立支援給付費等の国庫及び県費の負担金精算による償還金であります。

同じく 2 項児童福祉費、5 目こどもセンター費、15 節工事請負費の空調設備設置工事費の2,587万4,000円の増額は、県補助事業により保育室、教室等にエアコンを設置するものであります。

9 ページをごらんください。

4 款衛生費です。1 項保健衛生費、4 目環境衛生費、19 節負担金、補助金及び交付金の東白衛生組合、東白斎苑運営費負担金3,397万9,000円の増額は、東白衛生組合でゴミ焼却施設基盤改良事業を実施するための構成市町村のうち鮫川村分の負担金です。同じく23 節繰出金

539万5,000円は、水口地区の水道に鮫川簡水から水を供給している仮設の管を送水管に布設がえするための工事費です。

10ページをごらんください。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金、補助金及び交付金のうち被災農業者の経営体育成事業費補助金622万9,000円は、平成26年2月に豪雪によるパイプハウス等の被災農業者に対する補助金について事業費確定による増額分です。事業費1億2,857万2,110円に対し、国・県・村合わせて1億1,275万5,259円の補助金を交付するものです。同じく多面的機能支払交付金負担金430万1,000円は農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため地域の共同活動を支援するための負担金で、国・県・村から地域協議会に負担金として支出し、それに合わせたものが活動団体に交付されるものです。ことしから新たにこれ始まったんです。26年度から多面的機能交付金始まりました。恐らく2,500万円ぐらいの事業になると思います。

同じく5目畜産業費、18節備品購入費のワンタッチアタッチメント216万円、スノーブレード137万2,000円、回転灯66万9,000円は、体育センターのローダー2台を冬季間の除雪対策に活用するための機材の整備を図るものであります。

11ページをごらんください。

2項林業費、1目林業総務費、13節委託料、ふくしま森林再生事業業務1,021万2,000円の増額は、原発事故により停滞している間伐材の森林整備を促進するため計画作成、同意取得、積算、管理、枝葉等処理についての事業費の見直しによる業務委託費を増額するものであります。同じく15節工事請負費289万9,000円は、館山公園の整備について当初の計画を変更し、歩道の整備を加えるための増額であります。

7款1項商工費、1目商工業振興費、19節負担金、補助金及び交付金の商工会設置街路灯維持事業補助金110万円は、商工会で設置した街路灯の維持費の軽減を図るため、LED化を図るためのものです。電気料の削減ということでLED化です。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費、8節報償費の一斉除雪排雪作業報酬84万円の増額は、村内7地区において大雪等の際に除雪排雪作業を行う団体の除雪作業に対する費用を支出するものであります。これもお話したとおり1時間当たり1,000円の報償費です。11節需用費94万2,000円は、融雪剤散布を軽トラックのスタッドレスタイヤの整備のほかにも更新予定の小型消防ポンプ積載車を散布用に変更するための修繕料です。15節工事請負費650万円は、道路維持補修工事で追加要望の維持補修4カ所分のための増額です。

12ページをごらんください。

同じく18節備品購入費の凍結防止剤小型簡易散布機220万4,000円は、ホイールローダー1台1,269万円、ホイールローダーが経年劣化だそうです。村で使っているホイールローダーです。これが買いかえなくちゃならないということで1,269万円。これは除雪体制の整備を図るものです。

10款教育費です。2項小学校費、1目学校管理費、15節工事請負費の4,711万3,000円は青生野小と鮫川小の空調設備設置工事費で、教室にエアコンを設置するものであります。

同じく2項中学校費、1目学校管理費、15節工事請負費の鮫川中学校空調設備設置工事3,480万2,000円は、中学校の教室にエアコンを設置するものであります。同節鮫川中学校駐車場舗装工事161万3,000円は、現在行われている鮫川中学校線改良工事の舗装工事と合わせまして村道脇の駐車場を舗装するための費用であります。

14ページをごらんください。

同じく6項保健体育費、2目体育施設費、15節工事請負費のうちトレーニングセンタープール改修工事1,008万5,000円は、プールの経年劣化による塗装面の剥離、漏水などの対策としてシート工事を行うものであります。同じく西山村民体育館トイレ工事費790万1,000円は西山村民体育館にトイレを建築するものであります。

15ページをごらんください。

13款予備費です。1,200万円を増額して、補正後の額は2,074万7,000円とするものであります。

続いて、特別会計の補正予算の説明をさせていただきます。

議案第64号 平成26年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。議案書は24ページから26ページ、歳入歳出補正の事項別明細書の17ページをお開きください。

初めに事業勘定です。補正前の予算額が4億6,461万5,000円に対しまして、今回2,332万3,000円を増額し、補正後の予算総額を4億8,793万8,000円とするものであります。

歳入です。次のページです。18ページをごらんください。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、2節特別調整交付金208万4,000円の増額は、当初予算の保健指導事業からヘルスアップ事業への変更によるものであります。

9款1項繰越金、2目1節その他繰越金の前年度繰越金2,123万9,000円の増額であります。歳出です。20ページをごらんください。

9款1項基金積立金、1目国保基金積立金、25節積立金の保険給付費支払準備基金1,082万8,000円の増額は、前年度繰越金を保険給付支払準備基金に積み立てるものであります。この積立金により基金残高は2,749万2,000円となります。

21ページをごらんください。直診勘定です。

補正前の予算額が7,194万4,000円に対しまして、今回895万8,000円を増額し、補正後の予算総額を8,090万2,000円とするものであります。

22ページをごらんください。

4款繰越金の前年度繰越金は895万8,000円の増額です。

歳出では、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、18節備品購入費のうち往診車201万7,000円は往診車の老朽化による更新を行うものであります。

4款1項1目予備費では、前年度繰越金のうち639万1,000円を充てて補正後の予算額772万円とするものであります。

次に、議案第65号 平成26年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

事項別明細書は23ページです。23ページをごらん願います。

補正前の予算額が1億4,911万4,000円に対しまして、今回874万6,000円を増額し、補正後の予算総額を11億5,786万円とするものであります。

歳入です。事項別明細書24ページを、次のページをお開きください。

4款繰入金の一般会計繰入金539万5,000円の増額です。

25ページです。

歳出においては、2款施設費、2項1目施設整備費、15節工事請負費の水口地区送水管布設工事806万4,000円の増額は、水口地区水源の水量不足のため鮫川地区から補給する仮設管を送水管に布設がえするものであります。

次に、議案第66号 平成26年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算です。

29ページをごらんください。

補正前の予算額771万1,000円に対しまして、今回137万円を増額し、補正後の予算額を908万1,000円とするものであります。

歳入です。事項別明細書27ページ、次のページをごらんください。

4款繰越金の前年度繰越金は137万円の増額です。

歳出では、前年度繰越金を予備費等に充てるための補正です。

次に、議案第67号 平成26年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算です。

事項別明細書は28ページをごらん願います。

補正前の予算額が3,101万7,000円に対しまして、今回23万8,000円を減額し、補正後の予算総額を3,077万9,000円とするものであります。

歳入です。

4款繰越金の前年度繰越金は24万2,000円の減額です。

歳出では、1款1項1目の予備費23万8,000円の減額補正であります。

次に、議案第68号 平成26年度鮫川村介護保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。事項別明細書は30ページをお開きください。

補正前の予算が4億3,901万円に対しまして、今回1,521万9,000円を増額し、補正後の予算総額を4億5,422万9,000円とするものであります。

歳入です。事項別明細書は次のページです。31ページをごらんください。

8款繰越金の前年度繰越金は1,515万9,000円を増額であります。

歳出では6款予備費において前年度繰越金のうち1,216万9,000円を増額するもので、補正後の額は1,236万9,000円とするものであります。

次に、議案第69号 平成26年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。事項別明細書は32ページです。

補正前の予算額が1,410万円に対しまして、今回186万7,000円を増額し、補正後の予算総額を1,596万7,000円とするものであります。

歳入です。次のページ、33ページをごらん願います。

3款繰越金の前年度繰越金は186万7,000円を増額です。

歳出です。

2款予備費において180万8,000円を増額です。

次に、議案第70号 平成26年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。34ページをお開きください。

補正前の予算額1億339万1,000円に対しまして、今回228万2,000円を増額し、補正後の予算総額を1億567万3,000円とするものであります。

歳入です。事項別明細書35ページをごらんください。

3款繰越金の前年度繰越金は208万1,000円を増額です。

歳出です。

3款予備費において、前年度繰越金190万7,000円を増額するものであります。

次に、議案第71号 平成26年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。36ページをごらん願います。

補正前の予算額が3,631万8,000円に対しまして今回4万6,000円を増額し、補正後の予算総額を3,636万4,000円とするものであります。

歳入です。37ページをごらんください。

3款繰越金の前年度繰越金は4万6,000円の増額です。

歳出においては3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金を3万円増額するなどの補正であります。

以上で議案第63号から第71号までの9議案の説明とさせていただきます。

原案に賛同いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議案第72号、議案第73号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第24、議案第72号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてから日程第25、議案第73号 村道路線の認定についてまでの2議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第72号から議案第73号までの2議案の提案理由の説明を申し上げます。

議案書の41ページ、42ページをごらん願います。

初めに、議案第72号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明を申し上げます。

本議案は、西山辺地において消防車車庫1棟を追加するため総合整備計画を変更するものであります。

次に、議案書の43ページをごらんください。

議案第73号 村道路線の認定についてご説明を申し上げます。

本議案は国道349号線バイパスの開通により、棚倉・鮫川線、勿来・浅川線の一部が村に移管されるため村道として認定するものであります。

以上で2議案につきましての提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

あす18日及び19日は各常任委員会で議案の調査をお願いします。

代表質疑の通告は18日午後3時までとします。

19日午前9時から現地調査を行います。

22日は午前10時から本会議を開きます。

なお、20、21日は休会とします。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時16分)

第 6 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成26年第6回鮫川村議会定例会

議事日程(第2号)

平成26年9月22日(月曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 議案第54号 平成25年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について
代表質疑、討論、採決
- 日程第 2 議案第55号 平成25年度鮫川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
代表質疑、討論、採決
- 日程第 3 議案第56号 平成25年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
代表質疑、討論、採決
- 日程第 4 議案第57号 平成25年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
代表質疑、討論、採決
- 日程第 5 議案第58号 平成25年度鮫川村集体落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
代表質疑、討論、採決
- 日程第 6 議案第59号 平成25年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
代表質疑、討論、採決
- 日程第 7 議案第60号 平成25年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定について
代表質疑、討論、採決
- 日程第 8 議案第61号 平成25年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
代表質疑、討論、採決
- 日程第 9 議案第62号 平成25年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
代表質疑、討論、採決

- 日程第10 議案第63号 平成26年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）
質疑、討論、採決
- 日程第11 議案第64号 平成26年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
質疑、討論、採決
- 日程第12 議案第65号 平成26年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
質疑、討論、採決
- 日程第13 議案第66号 平成26年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）
質疑、討論、採決
- 日程第14 議案第67号 平成26年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
質疑、討論、採決
- 日程第15 議案第68号 平成26年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第2号）
質疑、討論、採決
- 日程第16 議案第69号 平成26年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第1号）
質疑、討論、採決
- 日程第17 議案第70号 平成26年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）
質疑、討論、採決
- 日程第18 議案第71号 平成26年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
質疑、討論、採決
- 日程第19 議案第72号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（西山辺地）
質疑、討論、採決
- 日程第20 議案第73号 村道路線の認定について
質疑、討論、採決
- 日程第21 陳情第4号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める陳情について
審査結果報告、質疑、討論、採決
- 日程第22 陳情第5号 放牧地の荒廃を防ぐ太陽光発電の導入などを求める陳情について
審査結果報告、質疑、討論、採決
- 日程第23 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 3 まで議事日程に同じ

追加日程第 1 議案第 7 4 号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由説明、採決

追加日程第 2 発議第 5 号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書の提出について

趣旨説明、質疑、討論、採決

出席議員（11名）

1 番	岡 部	明 君	2 番	宗 田	雅 之 君
3 番	前 田	雅 秀 君	6 番	蛭 田	武 彦 君
7 番	星	一 彌 君	8 番	関 根	政 雄 君
9 番	山 形	郁 夫 君	10 番	早 川	正 博 君
11 番	前 田	武 久 君	12 番	坂 本	忠 雄 君
13 番	前 田	三 郎 君			

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	大 樂	勝 弘 君	副 村 長	白 坂	利 幸 君
教 育 長	奥 貫	洋 君	総 務 課 長	石 井	哲 君
企 画 調 整 課 長	小 松	毅 君	住 民 福 祉 課 長	鈴 木	眞 理 子 君
農 林 課 長 農 業 委 員 会 長 農 林 委 員 会 長	本 郷	秀 季 君	地 域 整 備 課 長	佐 藤	博 君
教 育 課 長	須 藤	健 君	代 表 監 査 委 員	齋 藤	實 君
会 計 兼 管 理 者 出 納 室 長	齋 藤	利 己 君			

職務のため出席した者の職氏名

議 会 増 谷 隆 夫
事 務 局 長

書 記 渡 邊 敬

書 記 緑 川 久美子

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第54号～議案第62号の代表質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第1、議案第54号 平成25年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第9、議案第62号 平成25年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの9議案を一括議題といたします。

これから代表質疑を行います。

順番に発言を許します。

総務文教常任委員会、11番、前田武久君。

○11番（前田武久君） 議長、11番。

○議長（前田三郎君） 11番、前田武久君。

〔11番 前田武久君 登壇〕

○11番（前田武久君） 総務文教常任委員会を代表いたしまして、ただいまより数件にわたります代表質疑をいたします。

まず最初に、議案第54号 平成25年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について。

歳入、総務文教常任委員会を代表いたしまして、議案第54号 平成25年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について、8点を質疑いたします。

1点目、一般会計歳入、1款村税、2項固定資産税、1億3,460万2,700円の収入となり、前年度に比べ146万1,504円、1.1%の減額となった。1件の未済額2万8,100円の内容と土地の課税標準額が減額となったが、その負担水準率について尋ねる。

2点目、15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地貸付収入、村有地貸付料14件50万2,202円の契約条項及び内容、金額内訳について。

次、歳出に入ります。

3点目、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、14節使用料及び貸借料で456万1,548円が計上されています。土地代の値下げ買収交渉などの成果、契約満期についても伺う。

4点目、7款商工費、1項商工費、1目商工振興費、19節負担金、補助及び交付金の買い物弱者支援事業、店舗開設事業1,051万4,000円、移動販売車等整備事業80万5,000円、店舗運営事業220万円の助成の内容について伺う。

5点目、7款商工費、1項商工費、4目鹿角平観光牧場費、19節負担金、補助及び交付金の合宿受入推進補助金25万7,783円の内容と不用額6万1,217円について伺う。

6点目、9款消防費、1項消防費、1目非常備消防費、1節報酬、消防団員の報酬678万3,500円のほか、不用額4万8,000円となっているが、定数234人の確保と出動体制に支障はないか。また、不用額について尋ねる。

7点目、10款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、19節負担金、補助及び交付金の渡瀬獅子舞保存会1万6,000円とあるが、渡瀬獅子舞保存会の活動状況について伺う。

8点目、10款教育費、6項保健体育費、2目体育施設費、17節公有財産購入費19万5,920円とあるが、敷地管理と今後の活用について伺う。

以上8点について答弁をお願いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 総務文教常任委員会を代表しての、11番、前田武久議員の質問にお答えを申し上げます。

まず、固定資産税の1件の未済額2万8,100円についてありますが、これは平成25年度分の土地家屋に係る固定資産税で、東京にある不動産業者の所有で再三の督促にもかかわらず納まらなかったものであります。その後、出納閉鎖後に7月22日に収納となっておりますので、今は集金済みであります。

また、課税標準額が減額となりましたが、その負担水準率についてのお尋ねであります、お答えを申し上げます。

課税の標準につきましては、原則として固定資産課税台帳に登録された価額が課税標準額となります。原則として3年ごとに評価がえを行い、賦課期日現在の価額を固定資産課税台

帳に登録します。今回の課税標準額の減額は、課税対象の課税面積の減少によるものであります。減少の主な原因としては、公共事業による買収などであります。負担水準であります。これは個々の土地の今年度の評価がえに対する前年度課税標準額の割合で、平成9年度の評価がえ以降、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準を均衡化させることを重視した税負担の調整措置であります。主要施策の成果及び予算執行の実績の6ページに記載されている算式により求められます。

次の2点目です。村有地貸付料14件、50万2,202円の契約条項及び内容についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、契約条項についてであります。原則的には鮫川村行政財産使用料条例に基づいて算出をしております。土地については、建物の敷地として使用する場合には1平方メートル、1日につき0.5円、ですから50銭ですね、建物は1平方メートル、1日につき10円となっております。金額の内訳は、駐在所敷地に17万5,032円、牛のつなぎ場に1,290円、住宅店舗敷地621円、工場及び附属施設用地に5万6,185円、駐車場敷地6件で2万5,186円、鹿牧の植栽敷地4,000円、鮫川村森林事務所の調査敷地5万9,860円、鉄塔式巡視路敷に3万902円、移動通信用基地局の設備敷地に14万9,126円となっております。これ今申し上げました数値を積み重ねると50万になります。もう一度、いいですか。

第3点目です。2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、14節使用料及び賃借料で456万1,548円の支出に関し、その土地についての土地代の値下げ買収交渉などの成果、契約満期についてであります。今、村の公共施設を建設する際、用地は可能な限り買収するように努めておりますが、現在48件の借地契約を結んでおります。うち12件は借地代を支払っていない無償契約となっております。これは消防施設や消火栓の敷地のほかに、手・まめ・館敷地やこどもセンター駐車場も含まれております。地代が無償となっている理由は、地権者のご好意によるものであります。土地の賃借料については、借地契約の更改のたびに値下げあるいは売却のお願いをしているところではありますが、なかなか成果が上がらないのが現状であります。25年度においても成果が上がりませんでした。契約のたびに、更新のたびにこれはお願いしてまいりたいと思います。契約期間の満了については、契約の相手により異なっておりますが、最短で平成27年3月31日、最長で平成53年6月30日となっております。借地についてはご提案のように、可能な限り買収をさせていただくことを基本に関係者と協議を進めてまいりたいと考えているところでありますので、ご理解をお願いするところであります。

次に、商工費の買い物弱者支援事業についてです。商工会が事業主体となる村中心部の空き店舗を活用しました店舗開設、そして移動販売事業に村の補助金を交付しております。店舗の改修に1,051万4,000円、移動販売車の購入に80万5,000円、店舗運営にかかわる初期の費用として220万円を村として補助しております。通商産業省から商工会に直接交付されました国県補助を含めた事業費は、店舗開設が2,738万2,918円、うち国庫補助金が1,639万2,479円であります。また移動販売車の購入費が221万9,585円のうちで国庫補助金は124万8,318円となっております。

次に、5点目の質問です。合宿所受け入れ関係です。合宿受入推進補助金の内容につきましてご説明申し上げます。合宿を受け入れた2つの宿泊施設に対して1人1泊500円、延べ243人分の宿泊費12万1,500円を助成しました。また、クロスカントリーコースを活用しました学生などの合宿を推進するため、村受入協議会を設立し、県の地域づくり総合支援事業によりアドバイザーの招致、PR用ののぼりの購入、案内板の設置等を行いました。この協議会の活動経費54万4,290円に対しましてサポート事業による県補助金を除いた13万6,283円を村が補助をしました。宿泊費助成12万1,500円と協議会補助13万6,283円を合わせました金額が25万7,783円が合宿受入推進補助金であります。不用額6万1,217円は、それぞれ当初予算額と実績との差額であります。

次に、消防関係であります。6点目、9款消防費、1項1目非常備消防費、1節報酬、消防団員報酬678万3,500円、不用額4万8,000円で、定数234人の確保と出動体制への支障、不用額についてであります。消防団員の定数については消防団条例での定員は280名のところ団員登録が234名となっております。団員の確保については各分団を通して勧誘を進めているところであります。現登録者数は、その後の入団者があり、235名となっております。出動体制については、さきの鮫川村消防団規則の改正により団組織の見直しを行い、より現状に合った体制の整備を図ったこともあり、現在のところ特に支障になるようなところはないように把握しております。不用額4万8,000円につきましては、当初予算の消防団員報酬と技術手当813万1,000円を補正した際に、見込みで770万円としたことによる差額であります。

以上、私のほうからお答えして、次は教育長にお答えをお願いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 続いて、教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 総務文教委員会、11番、前田武久議員の7番目のご質疑にお答えい

たします。

渡瀬の獅子舞の活動状況についてご説明いたしますが、渡瀬地区では昔から地区の子供たちが獅子舞の舞手を担ってまいりました。祭りの1カ月前から毎晩のように練習があり、地域総出で取り組まなくてはならない大変なものであったようであります。しかし、近年の著しい少子化に伴い、獅子舞の舞手となるべき子供が減り、獅子舞を舞うという活動は実施されていないのが現状であります。大人が舞ってはどうかと、ほかの地区の子供たちが舞ってはどうかなどいろいろな意見があり、伝統と存続という2つの大きな課題を抱えながら、地元の方も大変頭を悩ませているというところであります。地元の方は毎年衣装の虫干しや防虫剤の入れかえ、道具の数や損傷ぐあいの確認をするなど、用具類を大切にしています。さらにはお囃子用の笛の練習を定期的に行うなど、獅子舞をいつでも復活させられるように常に準備をしている状況であります。

以上を申し上げます。なお、8点目については村長のほうからお答えいたします。

○議長（前田三郎君） 8点目について、村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） 8点目の公有財産購入費について、私のほうから説明をさせていただきます。

赤坂西野区運動広場の購入についての経過を申し上げますと、平成25年3月11日、赤坂西野区との物件売買契約の成立により面積1万2,656平方メートルを784万6,720円で購入をさせていただきました。この契約を締結するに当たり、赤坂西野区へ移転登記がなされていない個人名義の雑筆1筆が残っていることが判明したため、この1筆については赤坂西野区への移転登記が終了した時点で、別途売買契約を締結する運びとしておりました。その後、赤坂西野区への移転登記が完了したため、村で購入するための補正予算19万5,920円を平成25年6月定例議会に計上し、議決をいただき、全ての用地の買収を完了したところであります。

ご質問のあった敷地管理、今後の活用点ですが、この敷地はシルバー人材センターへの草刈り作業等の委託により管理をしているところですが、立地的にも電力、水道、道路環境に恵まれた好位置にあるため、今後の活用についてもさまざまな角度から検討しているところであります。

一つとして考えられるのは、首都圏における高齢者急増に対する施設用地としての活用であります。高齢化の進展により、東京都を初めとした首都圏では、今後見込まれる高齢者介護福祉施設の急激な増加への対応を余儀なくされています。しかし、地価の高い首都圏内で

施設用地を求めることは困難であると思われ、その需要を地方に求めていく政策が想定されます。実際、そのような政策により、地方に施設を建設している自治体もあるため、そういった首都圏自治体へのアピールにより介護福祉施設等が誘致できれば、雇用の場としても大いに期待できると思っておりますし、適当な場所ではないかと考えております。

次に考えられるのが、移住促進用の条件つき宅地として無償分譲する方法です。この分譲方法は近隣自治体にも事例があるため、理解はしやすいと思いますが、この土地へ村外から移住を希望される方が容易に住宅を建築するようにするもので、最低移住期間を10年以上とかの条件をつけて無償分譲するものです。実際に敷地を求めている方には、新たに宅地取得や造成費用等の負担が軽減されるため、人口対策としても有力な活用法であるのではないかと思います。さらには後継者対策として若者向け住宅やアパート建築なども考えられますが、いずれも現在作成中であります村の第4次振興計画の中で位置づけしてまいりたいと思いますので、議会の皆様からもよい利用方法がありましたらご提案をいただき、鮫川村にとって最良の方法を模索してまいりたいと思いますので、ご協力をお願いするところでありたいと思います。

以上で、11番、前田武久議員への質問にお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 再質疑をいたしたいと思っております。

まず最初に、1点目の固定資産税の件でございますが、これは農地、宅地、それから家屋等によってそれぞれ算定基準は異なるというふうに説明書には載っていることを承知しております。それで、先ほど基準というか減額された理由について説明がございましたが、全体的に総ぐるみでもって何%ぐらいの減額がなされたか、それについてお願いしたいと思います。

それから、財産管理費の中で賃貸料ですか、土地の借地料の交渉はその都度、更新時期に交渉を図っておるといような答弁でございますが、総務文教常任の委員の中からも、兼ねて長期間にわたって交渉が難航している石山、もとの石山ですか、それらについての交渉経過はどうなっておるのか、それと先ほど最長の分が五十何年かとなっていましたね、それらの物件はいずれなのかということもお伺いしたいと思います。

それから、4点目の商工費の件でございますが、すまいるに関する助成、26年度は緊急雇用、25年度に継続された助成でもって支援されているというふうに承知しておりますが、ちょっとこれ質疑から遠ざかるかと思いますが、27年度のその支援策ですか、それらについてもお伺いしておきたいと思っております。

それと、消防費の件でございますが、定数280名のうち現在235名というようなことですが、絶対数が不足されておるのか、それとその不用額が生じておるんですが、団員の出勤回数が少なかったのか、また予算上、それだけの差額があったのか、その辺も詳しく説明していただきたいと思います。

それとあと、実際に出動の際に影響がなかったのか、前回、かなり出火件数というか出勤回数の回数が多かったと思うんですが、それに対して今どのようなことが危惧されるか、その点についてもただしておきたいと思います。

それと教育長でございますが、教育長の答弁で獅子舞の保存会、これはあの囃子の練習などをされて、いつ何時でも存続を図れるような体制をとっておるといようなことですが、これはやはり、実際1万6,000円の支援策、これでは虫干し程度の費用とか会合に要する費用でもって十分賄い切れないというふうに考えております。これはもう前から私も何回かただしておるんですが、やはりあれだけの伝統文化、これは村でも数少ない文化でございますので、これをいち早く復活するために、江竜田地区を拠点として全村に保存会員を募りまして、その養成を図るといような指導、教育委員会としての指導をこれは当然すべきだと思うんですね。皆さんごらんのように、鮫川村の統一祭礼なんかもほとんど皆無に近い、昔からの住民の親睦を図るような、そういう集いも今、消え去ろうとしているような状態でありますので、こういうふうな全国的、どっから見ても、村外を離れた人から見ても、ああ、あの地区のそういう伝統的な文化をもう少し、もう一度再現されて、それを見たいなといような、そういう思いが強いだろうと思いますので、教育委員会としてもすっかり本腰を入れてその復活を図るような考えが持てないのか、そういうことを再度教育長にお願いをしたいと思います。

それから体育施設、村長、教育長に答弁を求めておったんですが、村長からの答弁で都市圏介護施設等の考え、それから宅地分譲地の構想、また第4次振興計画に織り込むといような考えでございますが、シルバー人材で草刈りをされたということでございます。それとあと、前の単価七百幾ら、今回は六百幾ら、620円ですか、単価でございますが、雑筆と前は宅地だったんですか、あれは。公共施設用地としてまた金額が違っていたのか、その辺ご答弁をお願いしたいと思います。シルバー人材で実際草刈りが完了しておるといことで、実際二、三日、我々現地調査いたしまして、遠くから見ただけで現地には上らなかったんですが、フェンスがこう、草、大分こう絡まって、いかにも荒地のような状態になっておったような様子だったんですが、その辺どうなってんだか、シルバー人材で本当に草刈り

が完了されておったのか、また、今後のその管理ですね、管理、なかなかこれらの事業実施するまで大変だと思うんですが、その辺のお考えをお示し願いたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） それでは、再質問についての答えを申し上げます。

最初の固定資産税の減少率であります、主要施策の成果及び予算執行の実績の歳入の部で皆さんにお知らせをしてありますが、5ページです。昨年度比べて1.1%の減額で、金額で申しますと146万1,504円であります。次に、採石所の跡地利用のお話でありましたが、これはなかなか地権者の皆さんが、返す場合には元の安全な山に戻して植栽をせいということでもありますので、なかなかその石を掘った跡地を元の山に戻すの、元の形状に戻すのは容易でない作業が伴います。そういったことで、それならば今のままの状態のほうが経費的には効率なのではないか、少し景観は損ねますが、そういった考えで今また何か新しい候補がございましたらば検討するとしても、今のところそういった形で更新をしたほうが村にとっては利益にということでやらせていただいています。

買い物弱者支援事業の来年度の計画であります、今年度この事業は終わりました、来年度以降は、この支援がなくてはこの買い物弱者支援事業は成り立たないと思います。しっかりと村で支えていきたいと思えます。こういったときの支援策として、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域自立促進計画の中で買い物弱者支援事業を計画し、過疎債による過疎資金を使って宅配事業、あるいは買い物弱者支援事業等の支援を継続してまいりたいと思えますので、ご理解をいただきたいと思えます。

次に、消防の定員であります、予算が余ったというお話ですが、これは消防の定員が280名であります。280名のところ235名しかいない。そういったことでの見直しでありますのでご理解いただきたいと思えます。

あと、280名のところ235名しかいないので、出勤等に影響はないかとのお話であります、議員承知のとおり、消防団の組織の見直しも行わせていただきました。もちろん人数は少ないより多いほうがいろいろな緊急時の作業には功を奏するわけですが、今のところ団員が不足しているから、現場での作業に影響があったということはないようであります。この辺組織の見直しが功を奏しているのではないかと思います。

次はあと、トレセンの案、これは私のほうで答えてもいいですね。56年の長期にわたっているところはどこかということですが、トレセン、農業者トレーニングセンターの建物と敷

地のように。面積が1,884平米で、27万7,000円の金額が56年までの長期となっております。

次、敷地管理で西野から購入しましたグラウンドの管理であります。大変おしかりを受けるような管理の状態であります。恐らくああいったところは年3回ほど刈らないと景観上よろしくないと思いますが、ことしは年1回で計画をさせていただきました。来年は年2回ぐらいを最低刈らなくては皆さんにおしかりを受けるのかなということでもありますので、年2回、しっかり管理させていただき、次の利用を待つ施設として管理させていただきたいと思えます。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 先ほどのご質問にお答えいたします。

教育委員会として本腰を入れてやれないかということでございますが、この獅子舞につきましては、地域の農業文化と大変密接に結びついた、地域にねづいた文化財でございます。私も常々文化財というのは、ただあるだけではいけないと、こんなふうを考えておまして、今般、富田地区の仏像の修復ということで講演会を開いたりして地域の方々の認識を再強化をしていただいたということでもあります。この渡瀬獅子舞につきましても、現在は確かに子供の数も少なくなって難しいという状況にはあろうかと思いますが、この保存会の会長さん初め地域の方々と、どういうことだったらできるのか、何かそういう機会を捉えて、村民あるいは村を離れた方々が、やっぱり郷土愛に目覚めるような披露の仕方、発表の仕方、そんなものを模索してまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 教育長にもう一度お聞きしたいと思えますが、前回はそのような答弁で、獅子舞の件について質問したことがあったと思えますが、そのような似たような答弁であって、それから進展性が何か、実際に地元の方々、保存会の方々と協議とか相談会とかっていうのを持たれたのかちょっと定かでないんですが、やはりこれはそういうふうな考えでありますだけでは、答弁ね、難しいと思うんですよね。だから早急に取りかかってもらうような考え、これは協議するには、そんなに時間と経費はかからないと思うんで、実際に保存会が存続されているんですから、今言ったようなことを早急に示していただきたいというふうに考えております。それらの精力的な考えがとおりかどうか、もう一度お願いしたいと思えます。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 考えは持っております。それで、具体的にちょっと申し上げることはできませんが、子供の問題ということでしたか、もっと別な、例えばお囃子の面での披露とか、そういうことで村民の皆さんにこうお見せすることができるのではないかと、そしてそれをすることによって、また新たな道が開かれていくと思いますので、今回、先ほどの富田の例を申し上げ、やっぱり何か動かないとだめだということはわかっておりますので、できる限り早急に取りかかっていたいと思います。

以上でございます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 私、富田の薬師堂の文化財、これは我々議会も当然そういう経費に対しては賛同して修復に至ったわけでございますが、これは蛭田の獅子舞保存会の場合も、かなりこれは復元して、それを獅子舞の文化財を守るということは、かなり容易でないというふうに考えております。それにはいろいろ予算とかなんかもつけなくちゃならない。そういった場合には、村民もそれに対して理解を示してくれると思いますが、要は教育委員会が早急にそれらに取りかかって、それを復活するというようなことをやらない限りには、予算とか何か当然つけることはできないし、予算が位置づけられれば、私どもも議会としてもそれは当然それに反対する気持ちはないし、賛同できると思います。だから、これは教育委員会のほうの仕事だと思うんですね。富田の件だって相当の金がかかっているわけですよ。でも、実際は地域の住民が昔の伝統を守るという気持ちを持っていてもできないというのは、やはり村、それから教育委員会がその指導に当たらなければ、これは復活できないと思うんです。だからさっき言ったように、渡瀬地区の皆さん、住民の人たちを拠点として、全村にそれを、地域だけではできないと思うし、村全体に広めていって、それらの構想を練るというようなことを取りかかっていたいただきたいと思いますので、それをよろしく願います。

あとは関連質疑でもって委員会の委員の方々からあれば質疑をいただきたいというふうに思いますので、以上で私の代表質問は終わります。

○議長（前田三郎君） 次に、産業厚生常任委員会、9番、山形郁夫君。

〔9番 山形郁夫君 登壇〕

○9番（山形郁夫君） それでは、代表質疑でありますけれども、その前に確認したいことがありますので、議事日程でありますけれども、日程第1で通常「代表質疑」ということで記

載されてあると思うんですけども、これは「質疑」でよろしいのでしょうか。

[発言する人あり]

○9番（山形郁夫君） どうでしょうか。

○議長（前田三郎君） 一応、「質疑」ということでありますけれども、これはあの「代表質疑」という字が抜けたということで解釈を願いたいと思います。おわびをいたします。

○9番（山形郁夫君） それでは早速でありますけれども、代表質疑を行います。

議案第54号 平成25年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

産業厚生常任委員会を代表いたしまして、議案第54号 平成25年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について、2点を質疑いたします。

まず第1点でありますけれども、6款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費、25節積立金、館山公園整備推進事業基金積立金1,040万5,078円について、今後の活用方法と公園整備の進め方について伺います。

2点目、8款土木費、3項住宅費、2目住宅費、15節工事請負費3,699万6,100円について、定住促進住宅として現在の入居者状況と今後の住宅建設についてをお伺いしたいと思います。

以上2点であります。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） それでは産業厚生常任委員会を代表しての9番、山形郁夫議員の代表質問にお答えを申し上げます。

最初の館山公園整備事業基金条例であります。村民憩いの森館山公園の整備促進に当たり、村民や都市交流住民及び大学等の協力により整備推進を図ることを目的に当該基金条例が平成20年12月に設置されたものであります。基金の積み立ては寄附金、一般財源をもってこれを充てると規定されています。これまでの基金造成につきましては、平成20年度から平成24年度までにおいて、館山公園立木の売払金524万2,617円、一般会計からの特別の積立金2,700万円、寄附金20万1,337円、利子が3万6,881円の積み立てにより、積立累計額が3,248万1,498円となっております。一方、基金からの支出としまして館山公園整備費用に385万3,000円の繰り出しをしています。さらに今回の資金となっております平成25年度において寄附金39万7,450円、特別積立金1,000万など合計1,040万5,078円の基金積み立てを行ったものであります。この結果、平成25年度末の基金残高は3,903万3,576円となっております。

お尋ねのこの貴重な基金積立金の活用につきましては、今後の必要な公園の再整備や成長する花木の手入れ、園内施設の維持、安全管理がますます重要、必要不可欠となっています。このため、有効的に基金活用することにより村民が自慢できる公園づくりに役立てていくものであります。

今後の整備等につきましては、景観を損なわない進入路の設置検討、ご指摘にもありますのり面崩落の補修工事を初めとし、遊歩道の整備や改修、手すりの設置、道しるべの設置等が必要となっています。また、公園全体から見た植栽ゾーニング計画による植栽、または花木の補植、そして移植による理想的な花木植物の生育環境をつくる必要があります。これは年次計画により、よりよい公園づくりのために実践が必要だと思っています。今年度から核となる館山公園の維持管理をもりづくり100年委員会、そしてシルバー人材センター等に委託をし、担っていただいております。もりづくり100年委員会では早期の誘客に向けたPR活動を目標に持ち、一日も早い環境整備に熱意を持って日々取り組んでおられます。これからも多くの方々の協力をいただきながら、名実ともに村民総参加できる多くのご意見を取り入れながら、花見山公園をしのぐ館山公園づくりを目指してまいります。

次に、2点目のご質問であります住宅建設関係についてお答えを申し上げます。

村では、若者が村内に定住する環境づくりの一環として、公営住宅の整備等所得制限のない定住促進住宅の建設を進めております。平成25年度の事業は、伏木田住宅2棟4戸を定住促進住宅として整備いたしました。当初の完成期日を平成26年3月末として、平成25年7月に条件つき一般競争入札を執行しましたが、消費税増税に伴う住宅建設の駆け込み需要等が多く、また建築資材の高騰及び労務単価の上昇により、第1回目の入札が不調となりました。その後、設計単価の見直しを行い、再度入札を10月執行いたしまして、工事請負会社が高田工業株式会社浅川営業所に決まり、10月の25日に議会の議決を得て契約を締結いたしました。当初の契約内容は契約金額が8,599万5,000円で、完成期日を平成26年3月28日で契約をさせていただきましたが、工事発注が3カ月間おくれたため、標準工期が確保されておられませんでした。また、2月の大雪の影響も伴い、当初の完成期日までに執行することが困難な状況のため、事業の繰り越しを平成26年3月13日に議会の議決を得て、その後消費税増税に伴う契約の変更を3月28日に、これまた議会の議決を得て契約を締結いたしました。変更後の契約金額は8,845万2,000円で、完成期日は平成26年5月15日でした。入居者の募集は4月15日発行のほっと通信で行い、5月12日で締め切っております。応募状況ですが、応募者は4世帯で村外居住者が3世帯、村内居住者が1世帯で、いずれも子供のいる世帯でした。しかし

入居後に2世帯の方が自己都合により入居を取り下げしております。その後に入居申し込みのあった2世帯について入居を決定し、現在は4戸全てに入居しております。

議員おただしの3,699万6,100円は当初の契約金、当初の契約金は消費税5%の時代で、8,599万5,000の40%の前払い金、これの3,439万と同じ敷地内に養護の工事費がありました。この工事費の支払いが260万6,100円。この合わせた金額が3,699万6,100円となります。この金額であります。

ただいまの公営住宅の管理戸数であります。見渡団地6棟12戸、前田団地が同じく6棟12戸、宿ノ入団地が3棟6戸、広畑団地が6棟13戸、渡瀬団地が5棟13戸で、合計5つの団地に56戸となっております。入居状況は56世帯195名が入居しております。1世帯当たり3.4人となっております。定住促進住宅の管理戸数は平成15年3月に小学校の統合により、村内にあった教員住宅を活用している住宅が13戸、平成20年度から2カ年で整備した水口住宅が3棟7戸、さらに空家住宅を改修するなどして活用している住宅が3戸、新たに整備しました伏木田住宅が2棟4戸で、合わせて27戸となっております。入居状況は24世帯68名が入居しております。1世帯当たり2.8人となっております。入居者が退去し、空き家となっている水口住宅2号、3号と中山住宅1号の3戸は建築基準の見直しがあった昭和56年5月31日以前の旧耐震基準の住宅で、建築されてから30年以上経過しており、老朽化していることから、今後除去する予定になっております。3戸除去するということになります。現在の入居希望者は5世帯あり、待機しております。うち4世帯は収入が公営住宅の入居基準となります政令月収15万8,000円を超えないため公営住宅の入居が可能となっております。依然として入居希望者が待機しており、特に若い世代からの入居希望が多くあります。今は、隣市町村に実家のある若い世代が村内に居住している親戚や友人などの話を聞いて入居を希望することもあります。若い世代の定住促進と新規移住者の受け入れ態勢の整備を図るため、今後も村営住宅の建設は必要と考えております。住宅建設計画であります。議員も承知のとおりであります。 「ひだまり荘」の裏に公営住宅3棟6戸が既に整備されております。その脇にある宅地分譲地、猿子住宅を今計画しているその脇です。4区画のうち山際の2区画を公営住宅として来年度2棟5戸の建設をしたいと考えております。

以上でお答えとさせていただきます。

- 議長（前田三郎君） 9番、山形君。
- 9番（山形郁夫君） それでは再質問をさせていただきます。

まず第1点でありますけれども、舘山公園整備についてであります。

村長、先ほど説明のとおりでありますけれども、もりづくり100年委員会にお願いをしているということでもありますけれども、その構成メンバーの年齢的な部分をちょっとお尋ねをしたいと思うんですけれども。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 山形議員の再質問であります。会長さんが鈴木一良さんです。イチロウさんですから、もう80歳なのかな、あとほとんどの方が60歳を超えている高年齢の方で、山が好きで鮫川が好きで、皆さんのためにお役に立ちたいということで、今15名ほどいるのかね、会員は。17名。総勢17名だそうです。

○議長（前田三郎君） 9番、山形君。

○9番（山形郁夫君） 私は公園整備について大変心配するところがあります。それはこういった事業は長期スパンによって計画的に進めていかなければならないということがあろうかと思えます。そういう意味で、各例えば全国的な公園整備、そして公園の運営に関しては、やはりきちっとした組織づくり、会計、全て任用計画、そういったことができる、そしてまた管理もできる、そのような組織づくりが私は必要ではないかと思えます。それで、今回の舘山公園整備については、私も南の端にありますけれども、やはり中心の中野がどうも中心になってやってるということでもありますけれども、やはりこれは底辺拡大という意味をとって推進していかないと、この15町歩の公園整備はままならないような気がします。その辺のところは村長はどう考えておるのか質問したいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 産業厚生常任委員会を代表した山形議員の再質問であります。その底辺拡大の話であります。このもりづくり100年委員会のメンバーの中には渡瀬の住民も参加しております。東野の住民も参加しております。こういったことで、ただそういった意識のある人がどうしても多いのが身近な、自分の庭先から見えるような関係の人が特に関心を持たれるのではないかと思います。そういったことで貴重な鮫川村の資金も導入するわけですし、鮫川の中心部、しかも役場の目の前にある公園でありますから、全て村民の皆さん等しく可愛がっていただきたいのが、愛情を持っていただきたいのが本音であります。ボランティア作業等には多くの皆さんが参加していただけるのではないかと思います。あとはしっかりと核となる管理組織ですが、これは農林課にこういった課を設けて、農林課の課長のもとで1人の係員が責任を持ってこの管理に当たらせる、そういった組織づくりでやっていけないかなという思いでありますので、お答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 9番、山形君。

○9番（山形郁夫君） 農林課の中に一つのポジションを設けるという答弁でありますけれども、やはりよそから来た、村外から来た人たちが、やはりこの公園に対しての関連性がある質問というか疑問というか、そういう部分を考えれば、やはり私は早期に公園管理事務所的なポストをきちっと早い時点で整備するのが一番ふさわしいのではないかと思うんですけれども、そういった積極的に事務所の設置、先ほど村長おっしゃいましたように、農林課の中でということでありますけれども、行政マンとしては、やはりこれは農林課の中のいちポジションの中でこういった形で役割をすることによって、やはり違った部分の農業行政に対してマイナスの部分が出るのではないかと一番こう危惧するところでもありますけれども、やはりいち早くこう管理事務所的な設置が必要だと思っておりますけれども、再度その辺について質問をしたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 山形議員の再質問であります。管理事務所、管理人、そういったことは確かにこういった広大な15ヘクタールでありますから、恐らく年間、これから維持管理に300万ほど費やす事業になると思っておりますが、人を配置すると、その人件費だけでもそのぐらいの金額がかかるようになってしまいますね。ですから、今のところまだ農林課内においてしっかりと管理させていただく。できればああいった手・まめ・館あたりに立派とした館長を置くなり、あるいは手・まめ・館がきちっとした振興公社的な役割を果たせるような機関に成長した場合には、あの辺で管理者も置きながら管理してもらい、年間の作業計画等を組んでもらうのも一つの方法かと今考えておりますが、その辺全体的な改革の中で対処していければなと思っておりますので、今のところ農林課、で行く行くは振興公社を立ち上げたその中で館山公園のすぐ脇に事務所を持っているあの直売所関係あたりで総括できないかなという思いでありますので、お答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 9番、山形君。

○9番（山形郁夫君） 現在その農林課所管で行われている土づくりセンターですか、あとは手・まめ・館ですか、館山公園の整備。その鮫川村の3つのプロジェクトが村外に対する売りだと思っておりますけれども、やはり我々同僚議員も何年か当初から農業振興公社とかそういう形での組織づくりってこう訴えてきたと思っておりますけれども、やはり一つずつ新しい組織ができることによって一つ一つ守れないという状況も出てくると思っておりますよ。そういった意味で、この3つの施設を統括するようなやっぱり組織づくりが必要でないかと私は思っ

ております。この組織づくりに関しまして、一日でも早い設置をお願いするところであります。

先ほど直売所手・まめ・館の話が村長のほうから出ましたので、私こう質問してみたいと思うんですけれども、直売所手・まめ・館に関しては、今回もそうですけれども、決算認定の中で運営費がショートしているからということですか、600万計上されておりますよね。それは通常補助金、そしてまた指定管理料という形で、要するに公金が出ているわけでありましてけれども、この600万、合計で貸付金がトータルで1,900万ありますよね、その貸付残高が今1,400万ということでありましてけれども、通常指定管理料、そしてまたそういった公金が出ていく、に対しては、それで通常は要するに運営をしていくのがベストなんですよね。しかしながらこの運営がショートして、運営資金に困っているということの裏づけが出ていないと思うんですよ。例えば企業ならば企業会計という形で貸借対照表あるいは損益計算書という形で、要するに損益計算書の中でどのくらいマイナスの要因があるからということで運営資金の調達お願いということになると思うんですけれども、その辺のところのこのトータルで1,900万、つい最近は短くなってますよね。この要因と今後どういうふうにこの運営の仕方を考えていくのですか、その辺のところを村長にお聞きしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、振興公社に立ち上げることができない一つの原因が、大変こう厳しい経営環境であるということでありまして。農業関係の第1次産業ではありませんが6次産業化してのこういった消費者の少ない、いわば村内の循環となります。こういった他町村からわざわざ鮫川村に買い求めに来る人は限られております。こういう中での村内での循環では、たかが知れているわけですが、売上金額は議員も承知のとおり、1億2,000万ほどです。この1億2,000万の中で従業員が今約20人もいますね。雇用の場の創出にはなっております。そして皆さん、意欲的に働いてもらっております。ですが、その採算を見ると、決して容易ではありません。こういったことを考えるときに、やはりその公的な資金の導入は必要な私は施設であると思っております。ただ、今回の運営資金は、これは別です。これはみそとかおしょうゆの仕入れ資金にショートしたため、これにみそは在庫がかさんできた、おしょうゆの仕入れ資金が必要になってきた、こういったことで通常の運転資金のショートということで運用させていただきました。こういったことは一般企業でも在庫がかさみ、あるいは仕入れ資金が必要ではありますが、ああいったところでは、単独に金融機関から借りるということがなかなかできない事務所だもんですから、村のほうで資金を融通したというこ

とでありますので、どうぞご理解いただきたいと思ひます。

○議長（前田三郎君） 9番、山形君。

○9番（山形郁夫君） 私の質問に対して、ある程度は理解をいたしました。しかしながら村として、手・まめ・館として、やはり売り上げをアップする、その施策というのは今まで見てきておりますけれども、各それぞれの地域で販売促進というかPR活動してきておると思ふんですけれども、やはりその中で私の見る範囲では、大きな売り上げ増につながっていないという、そのような感じがしてならないのですけれども、今後売り上げ増、またその在庫管理の分においても、やはり売れることによって商品回転するわけでありますから、その辺のところ、積極的な村外に対しての販売に対してどのように考えているか、その辺ちょっとお聞きをしたいと思ひます。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、売り上げをふやすには積極的なそのPR活動、外交が必要だと思ひます。セールスです。あとは、まずそれぞれその議員の皆さん方も年末年始のお使い物があるわけですから、やはりそのこういったところをぜひご利用いただきたい。皆さんからのご利用も大分こう利用されているようで御礼を申し上げますが、ぜひ冠婚葬祭等にご利用いただいて、村内での循環を図っていただきたい。改善策として今、販売もそうですが、生産活動もそうです。販売から生産活動まで総括できるような、支配人的な人材を今募集しております。大変今、物をつくっても売ることが容易でないんですね。ですから、それぞれ山形議員も今質問なされたとおひ、もう少し積極的に手・まめ・館の贈答品を利用してもらうような前向きな姿勢も私はぜひご協力をお願いしたい。そういった皆さんの協力あつて村の農業が、農家の皆さんの意欲が増すような、生産制限することないような販売生産活動もできるのではないか。その辺を考えました支配人の今模索をしております。少しの心当たりがあるようで、今交渉しているところでありますので、ご期待をいただければと思ひます。そういった人の手をかりて販売促進、あるいは農家の作物の誘導等でももう少し効率的な販売活動事業展開をしていく司令塔を今考えておりますので、お答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 9番、山形君。

○9番（山形郁夫君） やはり物を売ることが、セールス活動が一番大切なのではないかと思ひますけれども、私も月一くらいで東京に行って、経済というか雰囲気を見てきておりますけれども、今回、福島県で日本橋にブースを立ち上げたと思ふんですけれども、その辺のこの村の物産を扱うというか、そういう部分はあつたのでしょうか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） お願いすると扱ってもらえますが、利幅がかなり低いんですね。ですが、今、物販活動で一生懸命やっているのは、先ほどもけさのあの——私は職員での話し合いだから、土曜日には北区の銀座商店街での物販活動、お祭りがあるんですね。そういったことで商工会とかJ A東西しらかわの皆さんの協力でものを見に行ってきます。こういった地道な物販活動が必要というか、だんだんには効果が上がってくるのではないかといったことで、月1回ぐらいの東京での、大消費地での物販活動、あるいはインターネットも利用したんですけどもインターネットはなかなか低調なんですね。恐らく開きにくいのか、そんなことでネットも少し活用するような今、考えでおります。そういったことで物の販売にはいろいろな知恵を出し合って力を入れていきたいと思っておりますので、ご提案いただければと思います。

○議長（前田三郎君） 9番、山形君。

○9番（山形郁夫君） 北区での販売、大変好評だということで、いい感触を多分村としても得ていると思うんですけども、やはりあの月一に行って物販するというのであれば、北区の中での空き店舗あたり借りて、そのアンテナショップとしてやってもいいと思うんですけども、そういった考えあるかどうか再度質問いたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 北区での空き店舗利用事業というのはまだ継続しているのかね。その辺と企画のほうは——担当かわったからわかんないね。空き店舗の利活用で北区のほうで準備してくれたんですね。この事業が去年はあったんですけど、ことはまだ聞いておりません。その辺、担当者でわかんないの、今やってない…

〔「25年まで」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） 去年まであったんですね。その空き店舗がなくなったようで、ことは今、中断中とのことです。去年は月2回で2つの町村で利用していたんですね、交互に。そういった利用がありましたが、その辺再度検討させていただきたいと思っております。ただ常時店を借りるとなると容易でないですね。常時構えるとなると容易でない。ですからイベントのために今いってるみたいです。北区には、月1回。あるいはお祭りなんかに行っているのかな。あと東京農大なんかにも行っているみたいです。経堂商店街つたっけ。経堂駅前。そういったことであの物販活動をしながら鮫川村の品物を知っていただきながら販売活動をしていきたいということで一生懸命やっておりますので、お答えとさせていただきます

す。

○議長（前田三郎君） 9番、山形君。

○9番（山形郁夫君） 館山公園整備については、やはり公社の立ち上げと公園全体を管理するようなそういったポジションが早い時期に整備されることを期待を申し上げたいと思います。

次でありますけれども、第2点目の住宅建設に対してでありますけれども、やはり年々需要がふえてるということで、大変望ましいことであろうかと思えます。しかしながら木造住宅というのは約25年、あるいは30年たつと、やはり老朽化して改築、増築全てにクリアしなければならないことが出てくるはずだと思います。そういった意味で、やはり定住住宅、そしてまた村営住宅に住んでいる方々に対して、その場所の提供というかやはりその辺のところを積極的に村内に新築住宅を設置してもらおうという、その辺のところをあわせてこういうふうに入居者に対して促してはどうかと思うんですけれども、その辺のところは現在どのように入居者に対しては話しているのか、ただ入居してもらっただけの状況なのか、そのへんのところを聞きたいと思えます。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 入居者に対しての意向調査というのは、またアンケート調査等は実施しておりません。何せ、まだ今の入居者は皆さん若い世代でありますんで、意欲的にこの住宅を建築するという考えの方はどうなんでしょう、その辺もその入居時に意向調査ぐらいやったほうが効果的なのかね。その辺気をつけて指導していきたいと思えます。

あと建売住宅、建売じゃなくて、土地の分譲でしたが、「ひだまり荘」の後ろの土地はそれこそ5年過ぎても希望者がいなかったというのが事実ですよ。ということで、それほどの要望じゃなくて公営住宅あるいは定住促進住宅ならば入居するが、自分で建ててまでということは今のところ少ないみたいですよ。この辺はあの分譲はどうかという思いがありますが、いろいろその販売の仕方によっては10年間住んでもらえば無償ですよという形にすれば、また違った先ほど話したように応募があるのかなという思いがありますので、その辺新たな住宅に適した一等地がありましたら早目に確保しまして、そういった希望者に応えていくような施策も一つの案ではないかと思っておりますので、皆さん方も土地等のご提供、ご提案をお願いしたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 9番、山形君。

○9番（山形郁夫君） 「ひだまり荘」の後ろ、私も当初から危惧していたんですけれども、

やはり1戸の住宅を建てるということにおいて、その施設の後ろとか、そういうことに関して、「ひだまり荘」の後ろですね、そういうことに関して、一般のユーザーが設置する、新築するということにおいては、なかなか厳しいではないかなんて思いながら考えておりました。やはり新築住宅は日照権があつて、交通の利便性、あとは隣近所に干渉されない、このような購入者が多いんですよ。そういう意味で、やはりこれからこの約200名あたりの人口が、200名以上ですか、あるわけありますから、やはり1人の入居者が村外で家を建てるということをなるべく未然に防ぐとか理解をしていただけるような施策というかPRが必要ではないかと思います。実際に私も見ていますと、鮫川村の住宅に住んでいるんだけど、やっぱり最終的には転出したけれども、棚倉白川に居を構える、そういう人たちも見受けられます。そういった意味でやはり優良宅地とか、そういう整備というものも必要ではないかと思います。もう一度村長にその辺に関して質問したいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 議員のお話のとおりだと思います。優良宅地鮫川は、どうしてもその狭隘な土地柄であります。日当たりのよい場所は農作物をつくる最高の場所でありますから、農地になっております。こういったところを転用するわけですから、その辺皆さんと相談しながら転用可能な、そして日当たりのよい絶好な場所だと、そういった要望があるのではないかと思いますので、極力ご提案いただき、交渉しながら、そういった準備をしまいたいと思いますので、宅地の分譲等ぜひあの新しい事業として取り組みたいと思いますのでご提案いただければと思います。

○議長（前田三郎君） 9番、山形君。

○9番（山形郁夫君） ぜひ、その部分を積極的にやってほしいと思います。それにあわせて今般、県南の広域圏が設置されましたよね。そんな中でやはり鮫川村、工場誘致に関してはなかなかこれ厳しい状況でありますので、ひとつこうベッドタウン化とかその辺のことを含めて広域圏の中で、積極的に提案できればと思いますけれども、その1点だけについてお聞きしたいと思います。

○議長（前田三郎君） じゃ、村長。

○村長（大樂勝弘君） そうですね、広域圏の中での協定、連携協定ばかりでなく、いわき市のほうとか、そういった方にも呼びかけて鮫川はとても環境のよい、水と空気は世界一な自慢できるようなよい土地柄でありますので、その辺をあわせて連携協定、あるいはいわきの皆さん方に呼びかける活動もしなければならぬのかなと思っております。まず道路の整備、

一番やっかいなのが冬期間の通勤通学であります。この辺を皆さんと一緒に解消しながら住み続けたい、住んでみたいような村の環境を整備してまいりたいと思いますので、それぞれのご提案、ご提言をお願いできればと思います。

○議長（前田三郎君） 9番、山形君。

○9番（山形郁夫君） ただいま村長の答弁あるように、やはり積極的なかわり合いを持って定住促進あるいは村の発展のために、より一層尽力をしていただきますことをお願いを申し上げまして、2点の質問を終わりとさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（前田三郎君） これで代表質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号 平成25年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第55号 平成25年度鮫川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第56号 平成25年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第57号 平成25年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第58号 平成25年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第59号 平成25年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第60号 平成25年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第61号 平成25年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第62号 平成25年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい

てを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号～議案第71号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第10、議案第63号 平成26年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）から、日程第18、議案第71号 平成26年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの9議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、前田君。

○11番（前田武久君） 補正でもって民生費ですか、11節の需用費の中で修繕料50万とありますが、当初予算が6,643万8,000円という中での需用費も入っていると思うんですが、それで賄い切れない補填があったのかどうか、その内容内訳について。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） 8ページの3款の2の5の11節の需用費50万ですか、50万。総務課長よりお答えをいたします。

○議長（前田三郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 哲君） 3款2項5目11節50万の修繕料でございますが、これはこどもセンターの照明器具修繕ということで補正が上がっているものと、冷凍冷蔵庫の修繕ということで業務用の冷蔵庫を使っておりますが、その修繕に要する経費が合わせて50万ということでの補正でございます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 照明器具ということだとすると、実際今現在、電気が切れちゃって使えない状態か、またLEDに変えるのか、それから冷蔵庫の現在のその状況ですか、それはどうなっているのか、その辺。

○議長（前田三郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 哲君） 議員ご指摘のとおりでございまして、照明器具についてはLED化を図るということを含めての修繕でございます。

それと冷凍冷蔵庫の修繕でございますが、これは型式がかなり古くなっておりまして、保守管理契約を結ばよいんでしょうけども、保守管理契約を結ぶと、さらに金額がかかるということで、今回修繕で3万円ほどプラスして計上しているところでございます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 続きまして、農林水産業費のこれも9ページなんですけれども、15節工事請負費ですね、空家除去工事です。85万というのは、先ほど代表質疑であった撤去の部分とは異なる物件だと思いますが、これらについてお願いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） これは堆肥センターのあります八斗蒔地内に買い求めました江田さんの住宅の脇に物置小屋あるんですね。この物置小屋の撤去を必要ということで入れさせていただきました。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 了解です。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号 平成26年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第64号 平成26年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第65号 平成26年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第66号 平成26年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第67号 平成26年度鮫川村集体落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第68号 平成26年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第69号 平成26年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田三郎君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第70号 平成26年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第71号 平成26年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号、議案第73号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第19、議案第72号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてから、日程第20、議案第73号 村道路線の認定についてまでの2議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第72号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第73号 村道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎陳情第4号の審査結果報告、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第21、陳情第4号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」

による就学支援事業の継続を求める陳情についてを議題とします。

総務文教常任委員会に委託いたしました陳情第4号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める陳情についての審査結果についての報告を求めます。

総務文教常任委員長、前田武久君。

○11番（前田武久君） 請願・陳情審査結果報告。

事件名、陳情第4号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める陳情について。

審査の経過。総務文教常任委員会に付託された本陳情については、9月18日午前10時から委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

決定及び理由。採択と決定しました。

理由。東日本大震災及び原発災害以降、以前とは違った様々な教育課題を抱える中で生活を余儀なくされています。被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金は平成23年度の国の第1次補正予算で創出され第3次補正予算で平成24年度から26年度までの3カ年の経費が措置されています。この特例交付金による就学支援が極めて重要であり、平成27年度以降も就学支援が必要であり継続を必要とし採択と決定致しました。

少数意見の留保なし。

本委員会において以上のとおり決定したので、報告いたします。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから陳情第4号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める陳情についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情第4号に対する委員会の報告は採択です。

この陳情第4号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、陳情第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎陳情第5号の審査結果報告、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第22、陳情第5号 放牧地の荒廃を防ぐ太陽光発電の導入などを求める陳情についてを議題といたします。

産業厚生常任委員会に委託いたしました陳情第5号 放牧地の荒廃を防ぐ太陽光発電の導入などを求める陳情について報告を求めます。

産業厚生常任委員長、星一彌君。

○7番（星 一彌君） 請願・陳情審査結果報告。

事件名、陳情第5号 放牧地の荒廃を防ぐ太陽光発電の導入などを求める陳情について。

審査の経過。産業厚生常任委員会に付託された本陳情については、9月18日午前10時から委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

決定及び理由。不採択と決定しました。

理由。東日本大震災によって引き起こされた原発事故への恐怖と生活への不安は誰もがぬぐい去る事はできません。また今後も生活環境の進化によって、エネルギーへの依存度は高く、原発に変わる代替エネルギーに頼らなければなりません。特に環境にやさしい自然エネ

ルギーへの変革には全く異論はありませんが、今回付託された案件も充分理解しており、委員会において慎重に審査した結果、内容等が熟知されていない点が見受けられるとの結論に達し、不採択と決定いたしました。

少数意見の留保なし。

本委員会において以上のおり決定したので、報告いたします。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから陳情第5号 放牧地の荒廃を防ぐ太陽光発電の導入などを求める陳情についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情第5号に対する委員長の報告は不採択です。

この陳情第5号は委員長の報告のおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立多数です。

したがって、陳情第5号は委員長の報告のおり不採択することに決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長（前田三郎君） 日程第23、議員の派遣についてを議題といたします。

本件は、会議規則第122条の規定に基づき、福島県町村議会議長会主催の町村議会議員研修会に議員の派遣を決定しようとするものでございます。

お諮りします。

お手元に配付のおり、議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、この際お諮りします。

ただいま議決いたしました議員の派遣について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

ここで暫時休議いたします。

（午前11時52分）

○議長（前田三郎君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午前11時53分）

◎日程の追加

○議長（前田三郎君） お諮りします。

ただいま、村長から議案第74号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての1議案が提出されました。また、発議第5号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書の提出についての議案が、11番、前田武久議員から所定の賛成者を得て提出され、議長において受理しました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1から追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

◎議案第74号の上程、説明、採決

○議長（前田三郎君） 追加日程第1、議案第74号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、提案理由を説明させていただきます。

鮫川村教育委員会の委員の任命につき同意を求める案件であります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任命させていただく委員であります。鮫川村大字富田字彦次郎にお住まいの青戸義之氏です。昭和29年8月24日生まれ、満60歳の方です。

よろしく同意くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（前田三郎君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います
が、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから議案第74号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意をすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 追加日程第2、発議第5号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） ただいまの議案は、さきの日程における陳情の採択により提出されたものでありますから、趣旨説明並びに質疑、討論を省略したいと思います、これにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、趣旨説明並びに質疑、討論を省略いたします。

これから発議第5号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査申し出について

○議長（前田三郎君） 報告いたします。

議会運営委員長、関根政雄君から、次期議会の会期日程等に関する事項について閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。

ただいま報告いたしました申し出のとおり閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第6回鮫川村議会定例会を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午後 零時03分）

上記会議次第は事務局長増谷隆夫の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成 年 月 日

議 長 前 田 三 郎

署 名 議 員 関 根 政 雄

署 名 議 員 山 形 郁 夫